

第1回 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び
就労条件総合調査の評価に関する検討会 議事次第

1 日時 平成19年11月16日（金） 14:00～16:00

2 場所 経済産業省別館1031会議室

3 議題

- (1) 検討会の運営について
- (2) 検討会における検討事項及びスケジュール
- (3) その他

4 資料

資料1 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び就労条件
総合調査の評価に関する検討会の開催について

資料2 厚生労働省所管の統計調査に係る民間開放の経緯等について

資料3 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の民間開放に
ついて（案）

資料4 就労条件総合調査の民間開放について（案）

資料5 検討会における検討スケジュールについて

参考1 科学技術研究調査における民間競争入札実施要項

参考2 経済産業省企業活動基本調査の民間開放について（案）

参考3 科学技術研究調査の民間開放について（案）

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び就労条件総合調査 の評価に関する検討会の開催について

1 目 的

「公共サービス改革基本方針」（平成19年10月26日 閣議決定）において、統計情報部所管の社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び就労条件総合調査について、平成20年度から公共サービス改革法の対象調査とされたことを受けて、上記3調査の民間開放の入札・契約の状況や業務実施状況等の検証、評価等を行うに当たり、具体的かつ専門的な知見を得るとともに、その検証や評価に関する検討を行うことを目的とする。

2 検討事項

- (1) 公共サービス改革法に基づく実施要項策定に当たっての考え方、要件等の検討
- (2) 入札・契約の状況や業務実施状況等に係る検証や評価に関する検討 等

3 構 成 員

別紙のとおり

4 運 営 等

- (1) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (2) 検討会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が検討会の構成員から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (4) 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、入札の予定価格又はそれを類推させる事項等を含む事項を検討する場合には、非公開とする。
- (5) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (6) 検討会は、統計情報部長が主催し、その庶務は、統計情報部企画課において行う。

別 紙

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び
就労条件総合調査の評価に関する検討会

(50音順・敬称略)

- | | |
|-------|-----------------------|
| 今田 幸子 | (独)労働政策研究・研修機構特任研究員 |
| 西郷 浩 | 早稲田大学政治経済学術院教授 |
| 篠原 榮一 | 公認会計士 |
| 廣松 毅 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授 |

厚生労働省所管の統計調査に係る民間開放の経緯等について

| 時 期 | 事 項 |
|------------------|--|
| 平成 18 年 3 月 31 日 | 規制改革・民間開放推進 3 か年計画再改定【別添 1】 |
| 7 月 7 日 | 公共サービス改革法施行【別添 2】 |
| 9 月 4 日 | 内閣府官民競争入札等監理委員会統計部会開催【別添 3】 ※ 平成 19 年 4 月 1 日をもって、公共サービス改革小委員会統計調査分科会に改組。 |
| 10 月 12 日 | 第 4 回統計部会において、厚生労働省ヒアリング【別添 4】 |
| 12 月 22 日 | 公共サービス改革基本方針改定【別添 5】 |
| 平成 19 年 5 月 30 日 | 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ) 改正【別添 6】 |
| 6 月 7 日 | 第 3 回統計調査分科会において、厚生労働省ヒアリング【別添 7】 |
| 10 月 26 日 | 公共サービス改革基本方針別表改定【別添 8】 |

規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（抄）

（平成18年3月31日閣議決定）

II 17年度重点計画事項

（横断的制度整備等）

1 市場化テストの速やかな本格的導入

（2）「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

③ 統計調査関連業務

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないよう調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。（Ⅲ市場イ②）

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査（「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」（いずれも指定統計調査））について試験調査等を実施する。（Ⅲ市場イ②a）

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体（国・地方公共団体／民間事業者）や調査方法（調査員調査／郵送・インターネット調査）の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること（民間開放という。）に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。（Ⅲ市場イ②b）

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。（Ⅲ市場イ②c）

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに（平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次）市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。（Ⅲ市場イ②d）また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。（Ⅲ市場イ②e）

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。（Ⅲ市場イ②f）

公共サービス改革基本方針

基本方針の位置づけ

「公共サービス改革基本方針」は、①公共サービスの改革に関する政府の取組みの共通の指針、及び②廃止や官民競争入札、民間競争入札に関する対象事業等を定めるもの
 最初の基本方針を平成18年9月5日に閣議決定。対象事業の追加等のための基本方針の改定を同年12月22日に閣議決定

共通の指針

- 公共サービスの不断の見直し、質の維持向上・経費の削減
- 公共サービスの質の確保、事業の適正な実施
- 地方公共団体が実施する官民競争入札・民間競争入札
- 入札の対象となった公共サービスについて、実施期間後の実施のあり方に関する評価
- 官民競争入札等監理委員会（公正中立な立場で、能動的積極的な審議を実施）
- 公務員の処遇

対象事業等

● 黒字は平成18年9月5日閣議決定
 ● 青字は平成18年12月22日閣議決定による対象事業の追加等

1. 統計調査業務…総務省所管の指定統計調査（科学技術研究調査等）、各府省の指定統計調査等の民間開放に向けた検討
2. 登記関連業務…登記事項証明書の交付、登記簿の閲覧等の事務、不動産登記法等の特例を措置
3. 国民年金保険料収納事業…法33条で国民年金法等の特例を措置
4. ハローワーク関連事業（「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、求人開拓事業）
 …法32条で職業安定法の特例を措置
5. 独立行政法人の業務
 - ・（独）雇用能力開発機構
 - …アビリティガーデン、私のしごと館
 - …職業能力開発促進センターが行う在職者訓練。真に必要な認められるもの以外は廃止
 - ・（独）国際交流基金…日本語研修事業、文化交流事業等
 - ・（独）日本学生支援機構…東京国際交流館（プラザ平成）、国際交流会館（留学生の宿泊施設）の運営・管理業務等
 - ・（独）国立大学財務・経営センター…キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務について廃止
 - ・（独）情報処理推進機構…情報処理技術者試験事業の試験実施業務等
6. 窓口関連業務
 - …車庫証明関係、旅券関係、国民健康保険、介護保険
 - （注）戸籍簿本等の交付の請求の受付・引き渡しは、地方公共団体の業務であり、又、既に法律の特例（法34条）を設けていることから、基本方針には記載されていない
7. 徴収関連業務
 - …国民健康保険料等の納付の促進等

今後とも、法に定められた手続きに則り、民間事業者、地方公共団体等の要望等を踏まえ、基本方針の改定により、公共サービスを不断に見直し、対象事業を逐次拡大。その際、必要に応じて、「法令の特例」を追加

「公共サービス法」

平成18年7月7日施行

官民競争入札等の実施で
公共サービスの質の維持向上と
経費削減を

内閣府 公共サービス改革推進室

【問い合わせ先】
 内閣府 公共サービス改革推進室
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階
 電話 03-5501-1876（平日10:00~12:00 13:00~17:00）

法律条文、公共サービス改革基本方針等は下記の
 内閣府のホームページで公開
<http://www.gao.go.jp/souto/index.html>

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」

法律の趣旨・理念

「簡素で効率的な政府」を実現する観点から

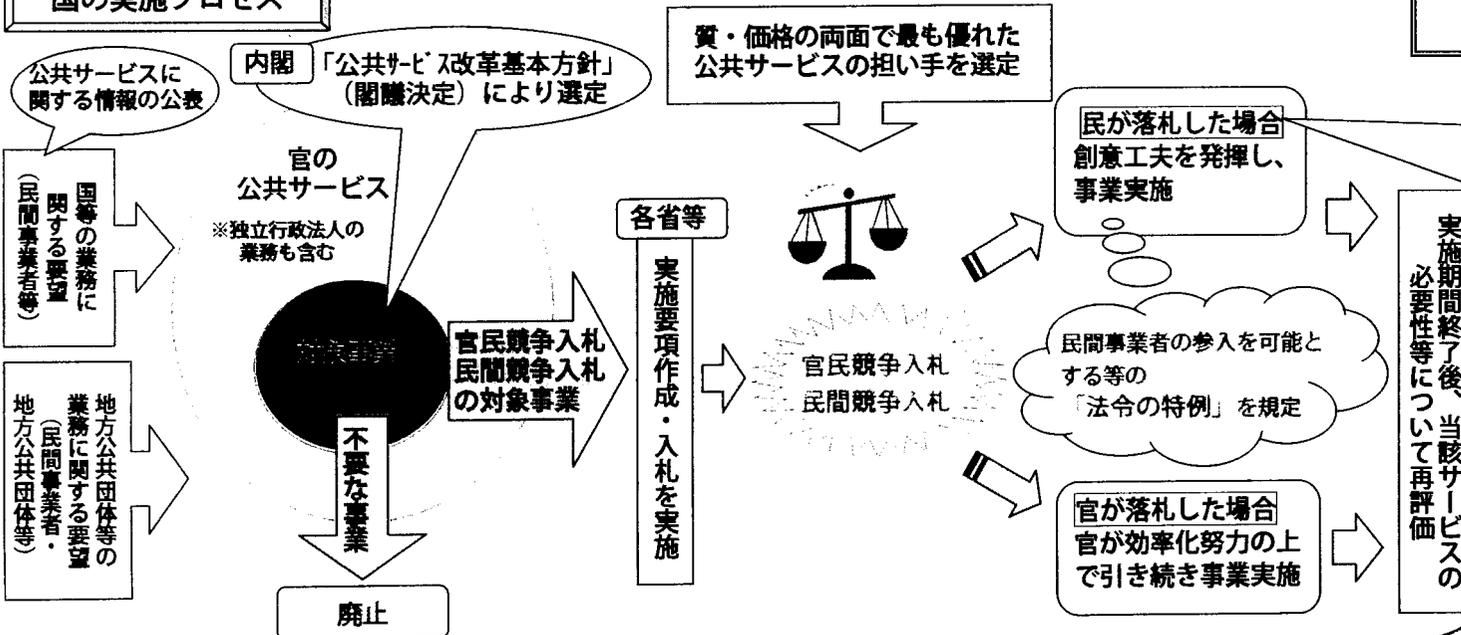
- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの不断の見直しを行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進
- 具体的には、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現（他方で、不要な公共サービスは廃止する）

「官民競争入札」とは・・・

- 公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み
- 米国、英国、豪州等で既に実施

法律の概要

国の実施プロセス



<地方公共団体の官民競争入札等>

国は、地方公共団体の要望を踏まえ、「基本方針」において、民間事業者の参入を可能とする等の「法令の特例」を定めることなど、地方公共団体の取組を可能とする環境整備を図る

※ 地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するか否かは各地方公共団体の自主的な判断。

<民間事業者の適正かつ確実な実施を確保>

- 確保すべき公共サービスの質（要求水準）を「実施要項」で明確化
- 法律で入札参加資格について明記
- 守秘義務やみなし公務員規定
- 事業者の監督（報告徴収、立入検査、必要な措置をとるべきことの指示）

<人の移動を円滑化するための措置>

- 民間事業者が落札した場合の国家公務員の扱いは、配置転換と新規採用の抑制が基本
- 民間事業者との間で人の移動を円滑化するため、公務員が退職し落札事業者に雇用されて公共サービスに従事した後、公務に復帰した場合、退職手当の算定について、国家公務員としての在職期間を通算する旨を規定

「官民競争入札等監理委員会」（委員長：落合誠一東京大学教授）がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保
→ 「公共サービス改革基本方針」「官民競争入札実施要項」の審議等

統計部会の設置について

平成 18 年 9 月 1 日
官民競争入札等監理委員会決定

1 設置の趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）の規定により官民競争入札等監理委員会の権限に属させられた事項のうち、統計調査関連業務に関する検討を行うため、官民競争入札等監理委員会令（平成 18 年政令第 229 号）第 1 条の規定に基づき、統計部会を設置する。

2 構成

別紙のとおり

3 設置期間

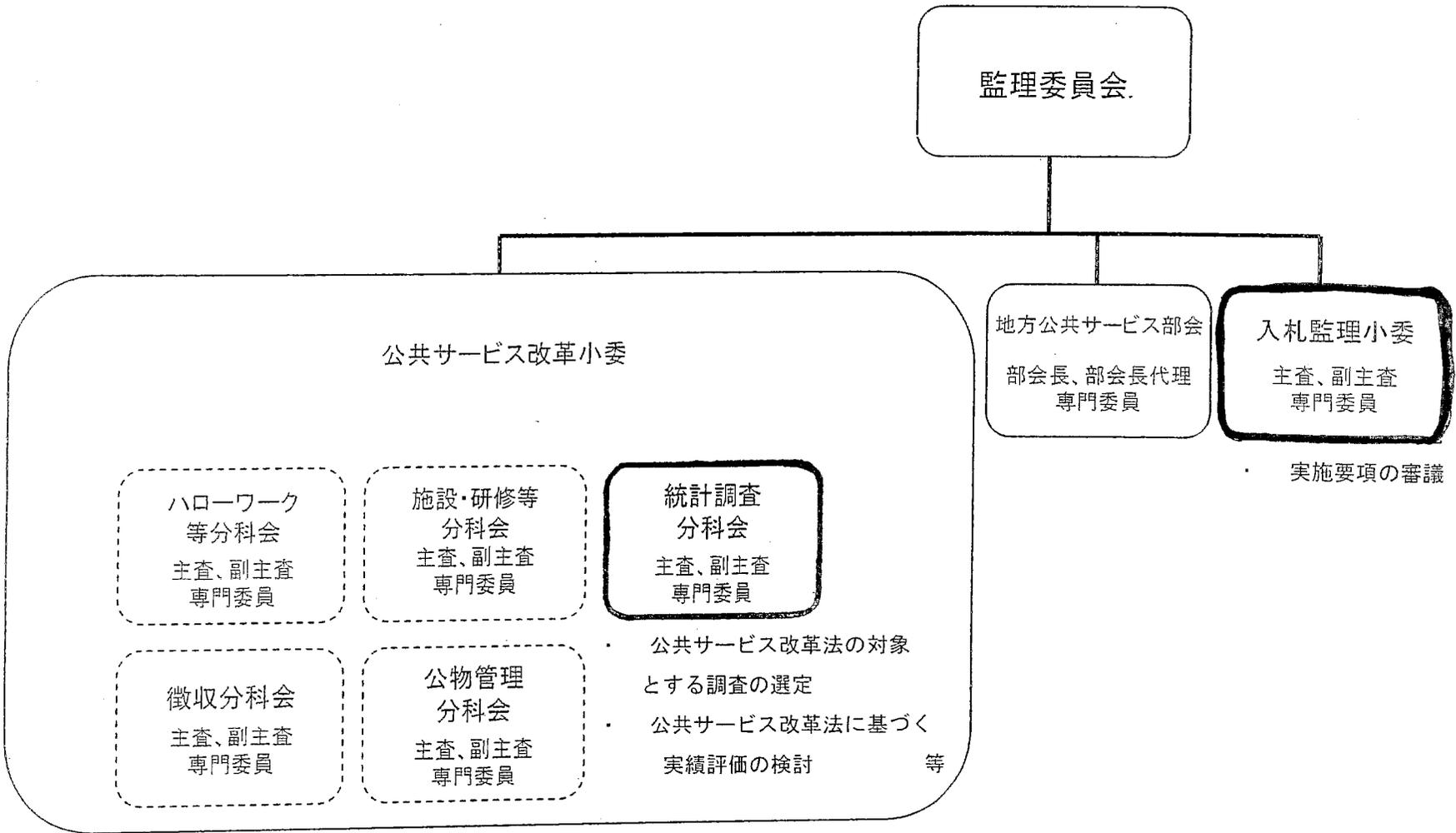
統計部会の設置期間は、平成 19 年 3 月末までとする。

統計部会構成員

| | | | |
|-------|------------|------------|---|
| 部会長 | さいとう 齊藤 | あつし 惇 | 株式会社産業再生機構代表取締役社長 |
| 部会長代理 | おぼた 小幡 | じゅんこ 純子 | 上智大学大学院法学研究科教授 |
| 専門委員 | いんどう 引頭 | まみ 麻実 | 大和証券S M B C株式会社事業調査部長 シニアコーポレートアナリスト |
| | ささき 佐々木 | ともこ 朋子 | 大阪府行政改革室IT推進課参事 |
| | たかはし 高橋 | けんじ 健治 | 株式会社東レ経営研究所常務理事 特別上席エコノミスト |
| | つばき 椿 | ひろえ 広計 | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 |
| | ひろまつ 廣松 | たけし 毅 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授 |

(敬称略、専門委員は50音順)

監理委員会の体制 (H19.4.1以降)



統計調査分科会構成員

| | | |
|------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 主査 | <small>さいとう あつし</small> 齊藤 惇 | 株式会社産業再生機構元代表取締役社長 |
| 専門委員 | <small>いんどう まみ</small> 引頭 麻実 | 大和証券SMB C株式会社事業調査部長 シニアコーポレートアナリスト |
| | <small>さ さ き ともこ</small> 佐々木 朋子 | 大阪府行政改革室 I T 推進課参事 |
| | <small>たかはし けんじ</small> 高橋 健治 | 株式会社東レ経営研究所常務理事 特別上席エコノミスト |
| | <small>つばき ひろえ</small> 椿 広計 | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 |
| | <small>ひろまつ たけし</small> 廣松 毅 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授 |

(敬称略、専門委員は 50 音順)

官民競争入札等監理委員会の委員・専門委員について(平成19年10月26日現在)

【地方公共サービス部会(窓口業務を含む)】

| | 氏名 | 現職 |
|------|--------|------------------------|
| 部会長 | 本田 勝彦 | 日本たばこ産業株式会社取締役相談役 |
| 委員 | 森 貞述 | 愛知県高浜市長 |
| 委員 | 吉野 源太郎 | 社団法人日本経済研究センター客員研究員 |
| 専門委員 | 石川 敏行 | 中央大学法科大学院教授 |
| 専門委員 | 稲澤 克祐 | 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 |
| 専門委員 | 佐藤 徹 | 高崎経済大学地域政策学部地域政策学学科准教授 |

【入札監理小委員会 ※小委員会は基本的に全委員により構成】

| | 氏名 | 現職 |
|------|--------|--|
| 主査 | 樫谷 隆夫 | 公認会計士 |
| 副主査 | 小林 麻理 | 早稲田大学大学院公共経営研究科教授 |
| 副主査 | 渡邊 恵理子 | 弁護士 |
| 専門委員 | 秋池 玲子 | ポストン コンサルティング グループ ヴァイス・プレジデント、ディレクター |
| 専門委員 | 佐藤 長英 | 西村あさひ法律事務所弁護士 |

【公共サービス改革小委員会 公物管理分科会】

| | 氏名 | 現職 |
|------|-------|------------------------|
| 主査 | 落合 誠一 | 中央大学法科大学院教授 |
| 副主査 | 逢見 直人 | 日本労働組合総連合会副事務局長 |
| 専門委員 | 小澤 一雅 | 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授 |
| 専門委員 | 高崎 英邦 | 日本大学生産工学部土木工学科教授 |
| 専門委員 | 橋本 博之 | 慶応義塾大学大学院法務研究科教授 |

【公共サービス改革小委員会 施設・研修等分科会】

| | 氏名 | 現職 |
|------|--------|---|
| 主査 | 小幡 純子 | 上智大学大学院法学研究科教授 |
| 副主査 | 寺田 千代乃 | アートコーポレーション株式会社代表取締役社長 |
| 専門委員 | 内山 融 | 東京大学大学院総合文化研究科准教授 |
| 専門委員 | 岡本 義朗 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部主席研究員 |
| 専門委員 | 黒川 行治 | 慶応義塾大学商学部教授 |

【公共サービス改革小委員会 徴収分科会】

| | 氏名 | 現職 |
|------|--------|---------------------|
| 主査 | 森 貞述 | 愛知県高浜市長 |
| 副主査 | 本田 勝彦 | 日本たばこ産業株式会社取締役相談役 |
| 専門委員 | 小山 紀久朗 | 税理士 |
| 専門委員 | 高橋 滋 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| 専門委員 | 新部 義博 | 東京都主税局徴収部徴収指導課専門副参事 |

【公共サービス改革小委員会 統計調査分科会】

| | 氏名 | 現職 |
|------|--------|-------------------------------|
| 主査 | - | - |
| 専門委員 | 引頭 麻実 | ㈱大和総研 コンサルティング本部 副本部長 |
| 専門委員 | 佐々木 朋子 | 大阪府総務部行政改革室IT推進課参事 |
| 専門委員 | 高橋 健治 | 株式会社東レ経営研究所常務理事 特別上席エコノミスト |
| 専門委員 | 榎 広計 | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 |
| 専門委員 | 廣松 毅 | 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授 |

【公共サービス改革小委員会 ハローワーク分科会】

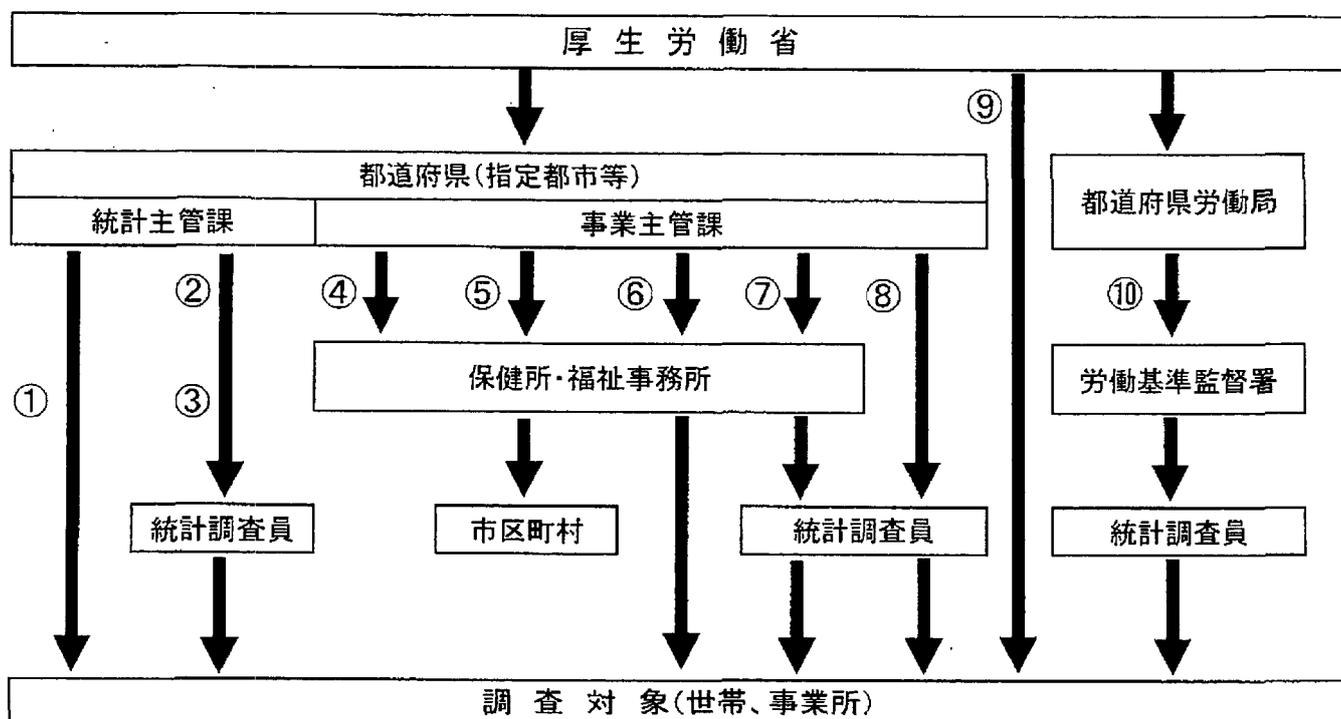
| | 氏名 | 現職 |
|------|--------|---------------------|
| 主査 | 落合 誠一 | 中央大学法科大学院教授 |
| 副主査 | 逢見 直人 | 日本労働組合総連合会副事務局長 |
| 副主査 | 吉野 源太郎 | 社団法人日本経済研究センター客員研究員 |
| 副主査 | 渡邊 恵理子 | 弁護士 |
| 専門委員 | 原 正紀 | ジョブカフェサポートセンター代表 |

厚生労働省所管 指定統計調査一覽

| 名称 | 目的 | 周期 | 全・抽 | 調査対象数 | 調査員数 | 予算額 | 利用例 | 備考 |
|--------------|--|------------------|-----|--------------------|---------|------------------------|---|----|
| 人口動態調査 | 我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。 | 月 | 全 | 約321万人 | — | 約349百万 (約200百万) | 合計特殊出生率・平均寿命の算定、推計人口の算定、死因分析、疾病・自殺対策 | |
| 毎月勤労統計調査 | 全国調査 | 月 | 抽 | 約3万3千事業所 | 約1,800人 | 約1,062百万 (約1,011百万) | 景気動向指数の資料、失業給付額の改訂、労災保険の休業補償及び年金の額の改訂 | |
| | 地方調査 | | | 約4万3千事業所 | | | | |
| | 特別調査 | 年 | 抽 | 約2万5千事業所 | 約2,200人 | | | |
| 薬事工業生産動態統計調査 | 医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する生産等の実態を明らかにする。 | 月 | 全 | 約4,100事業所 | 約170人 | 約57百万 (約44百万) | 医薬品等の市場規模の動向調査、品目ごとの生産・出荷の推移の算定 | |
| 医療施設調査 | 動態 | 月 | 全 | 約1万9千施設 | — | 約6百万 (約2百万) | 地域保健医療計画の策定、医療保険制度の見直し、医療安全対策の総合的推進 | |
| | 静態 | 3年 (直近17年) | | 約17万施設 | | 約56百万 (約29百万) | | |
| 患者調査 | 医療施設を利用する患者の傷病状況等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。 | 3年 (直近17年) | 抽 | 約1万4千施設 約340万人 | — | 約145百万 (約73百万) | 疾病対策、地域保健医療計画の策定、医療保険制度の見直し | |
| 賃金構造基本統計調査 | 労働者の賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。 | 年 | 抽 | 約7万8千事業所 約164万人 | 約600人 | 約222百万 | 最低賃金の決定、労災保険給付基礎日額の最低・最高限度額の算定 | |
| 国民生活基礎調査 | 大規模年 | 3年 (直近16年) | 抽 | 約26万世帯 | 約8,000人 | 約608百万 (約532百万) | 年金制度、介護保険制度、税制改正、生活保護制度、少子化への対応、医療保険制度、健康増進・疾病対策、雇用対策への対応 | |
| | 中間年 | 3年に2回 (直近17年) | | 約5万世帯 | 約2,000人 | 約163百万 (約143百万) | | |

注 予算額の()書は、地方公共団体への委託費である。

調 査 の 流 れ 図



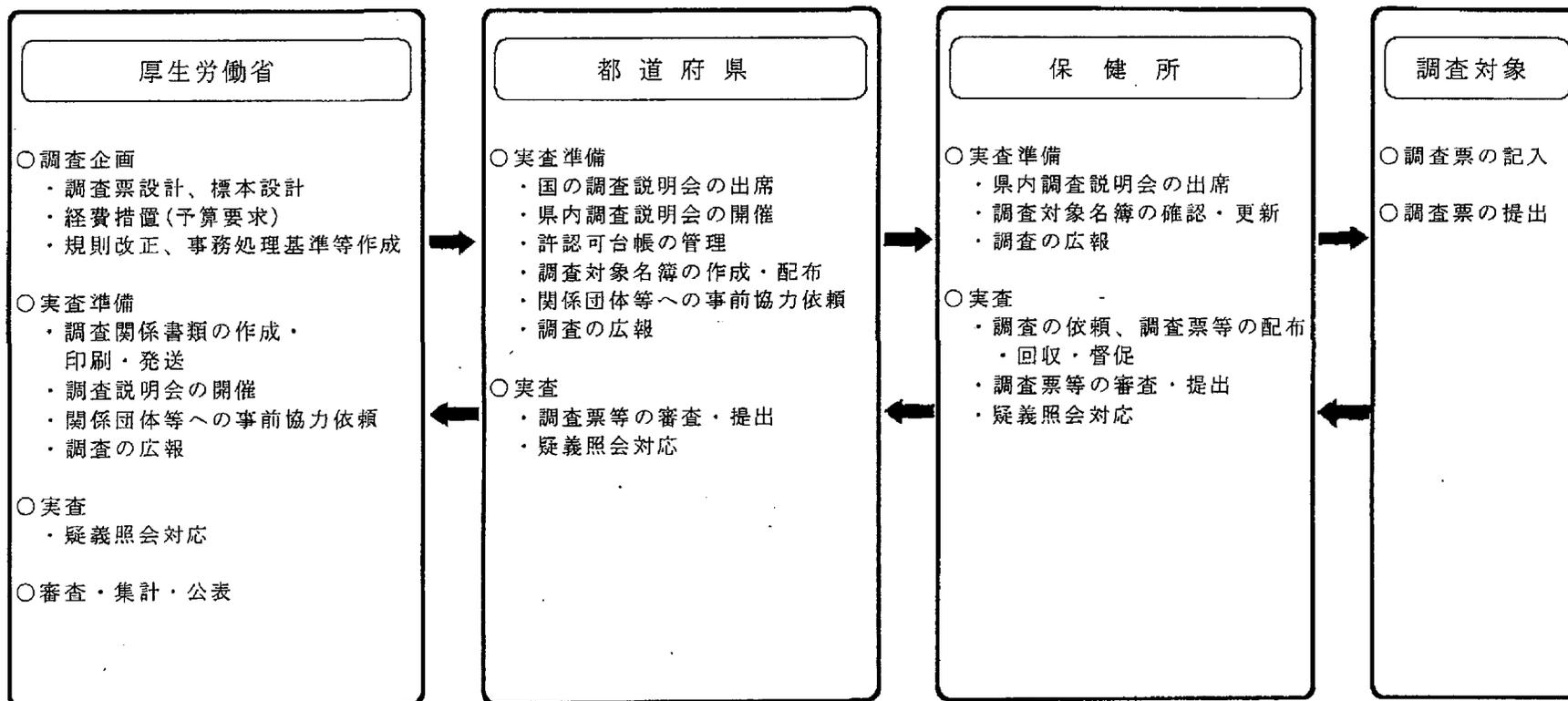
- ① 毎月勤労統計調査(常用雇用者30人以上)
- ② 毎月勤労統計調査(常用雇用者5～29人)
- ③ 毎月勤労統計調査(特別調査、常用雇用者1～4人)
- ④ 医療施設調査(動態)
- ⑤ 人口動態調査
- ⑥ 医療施設調査(静態)、患者調査
- ⑦ 国民生活基礎調査
- ⑧ 薬事工業生産動態統計調査(製造所)
- ⑨ 薬事工業生産動態統計調査(製造販売事務所)
- ⑩ 賃金構造基本統計調査

(参考)

| | |
|------------|--------|
| オンライン提出可能 | ①②④⑤⑧⑨ |
| FD等による提出可能 | ④⑥⑧⑨ |

地方公共団体が実施している実査の流れ

【都道府県、保健所経由で実施している場合】



厚生統計委託費職員について

平成18年度

| | 都道府県 | 指定都市 | 合計 |
|-------------|------------|-----------|-------|
| 保健統計委託費職員 | 各3~9人 192人 | 各2~4人 37人 | 291人 |
| 社会福祉統計委託費職員 | 各1人 47人 | 各1人 15人 | 約15億円 |

指定統計調査業務に係る人員(18.4.1現在)

| 統計調査名 | 定員 | 担当課室名 |
|--------------|----|------------------|
| 人口動態調査 | 40 | 統計情報部 人口動態・保健統計課 |
| 患者調査 | 5 | 統計情報部 保健統計室 |
| 医療施設調査 | 5 | 統計情報部 保健統計室 |
| 国民生活基礎調査 | 12 | 統計情報部 国民生活基礎調査室 |
| 毎月勤労統計調査 | 15 | 統計情報部 雇用統計課 |
| 賃金構造基本統計調査 | 8 | 統計情報部 賃金福祉統計課 |
| 薬事工業生産動態統計調査 | 3 | 医政局 経済課 |
| 合計 | 88 | |

指定統計調査の業務内容と実施機関

| 業務区分 | 業務内容 | 調査名 | 人口動態 調査 | 毎月勤労統計調査 | | | 薬事工業 生産動態 統計調査 | 医療施設調査 | | 患者調査 | 賃金構造 基本統計 調査 | 国民生活基礎調査 | | | | | |
|-------|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|----------|---------|----------------------|-----------------------|------------------------|--------|--------------------|----------|------|------|-----|----|-------|
| | | | | 全国調査 | 地方調査 | 特別調査 | | 動態調査 | 静態調査 | | | 大規模年 | 中間年 | | | | |
| | | | | 調査方法 | 職、才 | | | 調 | 調、才 | | | 職 | 職、郵 | 職、郵 | 調、職 | 調 | 調 |
| | | | | 周期 | 月 | 月 | | 年 | 月 | | | 月 | 3年 | 3年 | 年 | 3年 | 3年に2回 |
| | | | | 調査対象 | 市区町村 | 事業所 | | 事業所 | 医薬品製造業等 | | | 都道府県等 | 医療機関 | 医療機関 | 事業所 | 世帯 | 世帯 |
| 規模 | 約321万人 | 約3万3千 事業所 | 約4万3千 事業所 | 約2万5千 事業所 | 約4100事業所 | 約1万9千施設 | 約17万施設 | 約1万4千 施設 約340万人 | 約7万8千 事業所 約164万人 | 約26万世帯 | 約5万世帯 | | | | | | |
| 調査企画 | 調査票設計、標本設計・抽出 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | | | | | |
| | 経費措置(予算要求) | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | | | | | |
| 実査準備 | 調査関係書類の作成 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | | | | | |
| | 調査関係書類の印刷・発送 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | | | | | |
| | 調査説明会の開催 | 国、地 | 地 | 地 | 国 | 国、地 | 国、地 | 国、地 | — | — | — | — | | | | | |
| | 調査区の設定、調査世帯名簿等の作成 | — | 調 | 調 | — | — | — | — | — | — | 調 | 調 | | | | | |
| | 調査の広報 | 国、地 | 国、地 | 国、地 | 国、地 | 国、地 | 国、地 | 国、地 | 国、地 | 国、労 | 国、地 | 国、地 | | | | | |
| 実査 | 調査の依頼・調査票の配布 | 地 | 地、調 | 調 | 調、国 | 国 | 地 | 地 | 労、調 | 調 | 調 | 調 | | | | | |
| | 調査票の回収・督促 | 地 | 地、調 | 調 | 調、国 | 国 | 地 | 地 | 労、調 | 調 | 調 | 調 | | | | | |
| | 調査票の審査・提出 | 地 | 地、調 | 調 | 調、国 | 地 | 地 | 地 | 労、調 | 調 | 調 | 調 | | | | | |
| | 調査に関する疑義対応 | 国、地 | 国、地、調 | 国、地、調 | 国、地、調 | 国 | 国、地 | 国、地 | 国、労、調 | 国、地、調 | 国、地、調 | 国、地、調 | | | | | |
| 受付審査 | 受付審査仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収 | 国 | — | — | — | — | 国 | 国 | 国 | — | — | — | | | | | |
| | 調査票の受付審査 | 民 | 国 | 地 | 国 | 国 | 民 | 民 | 民 | 国 | 民 | 民 | | | | | |
| データ入力 | 入力仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収 | 国 | 国 | — | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | | | | | |
| | データ入力 | 民 | 民 | 地 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | | | | | |
| 符号付け | 符号付け仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| | 符号付け | 国 | — | — | — | — | — | — | 国 | — | — | — | | | | | |
| チェック | チェック・修正仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収 | — | — | — | 国 | 国 | 国 | — | — | — | — | — | | | | | |
| | チェック・修正 | 国 | 国 | 国、地 | 民 | 民 | 民 | 国 | 国 | セ | 国 | 国、民 | | | | | |
| | 疑義照会 | 国 | 国 | 国、地 | 国、地 | 国 | 国 | 国 | 国 | — | — | — | | | | | |
| 集計 | 結果表仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| | 結果表作成 | 国 | 国 | 地 | 国 | 民 | 国 | 国 | 国 | セ | 国 | 国 | | | | | |
| 公表 | 報道公表 | 国 | 国 | 国、地 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | | | | | |
| | 報告書仕様の作成、業者への指示・監督、納品物の検収 | 国 | 国 | 国、地 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | 国 | | | | | |
| | 報告書の印刷・発送 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | 民 | | | | | |

注1) 調査方法については、調:調査員、郵:郵送、職:職員、才:オンライン

2) 実施機関については、国:国の本省職員、地:地方公共団体、調:調査員、民:民間委託、労:労働局・労働基準監督署、セ:統計センター

厚生労働省所管の指定統計調査の民間開放に関する取組状況等について

| | |
|-------------------|--|
| 要望主体名 | 株式会社三井物産戦略研究所 |
| 要望事項 | 指定統計調査に関する事務について官民競争入札等を実施 |
| 具体的要望内容 | 統計法に基づき実施される指定統計調査について、調査対象への調査票の配布、回収、調査結果データの集計、製表等の全ての業務について、情報通信技術を活用しつつ民間事業者がこれを一括して行うことができるようにすることにより、統計調査の迅速な実施及び結果の集計、統計調査員確保に係る課題の解決、国民の調査への協力の確保、報告者負担の軽減等のこれまで議論されてきた統計調査に係る課題の解決につなげることができるとともに、社会経済の変化に対応した統計の作成に寄与することができる。併せて、統計の利用者にとっても迅速な結果の公表によりサービスの質の向上につなげることができる。 |
| 制度・業務の現状 | 調査対象への調査票の配布、回収、調査結果データの集計、製表等の業務については、統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密の保護、業務の効率性等の観点から、各指定統計調査の特性に応じて外部資源の活用をしながら実施している。 |
| 措置の概要 (対応策) | 指定統計調査の市場化テスト・民間開放については、現在、総務省が平成18年度に試験調査等を実施し、調査の実施にかかわる業務を民間委託することに関して、どのような弊害が生じ得るのか、どのような防止措置を講じればよいかについて検討し結論を得ることとされている。当省の指定統計調査については、この結果等を活用しながら検討してまいりたい。 |
| その他（外部資源の活用状況も含む） | 各指定統計調査の特性を踏まえ、法定受託事務として地方公共団体に業務の一部を委託するとともに、データ入力、内容検査等の業務を民間委託しており、今後も積極的に民間委託を推進することとしている。 |

公共サービス改革基本方針

平成 18 年 12 月

| | (頁) |
|--|-----|
| 第1 意義及び目標 | 1 |
| 第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針 | 1 |
| 1 基本的な考え方 | 1 |
| (1) 公共サービスに関する不断の見直し | 1 |
| (2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減 | 2 |
| (3) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置 | 3 |
| (4) 透明性・中立性・公正性の確保 | 3 |
| (5) 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札に関する国の役割 | 3 |
| 2 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革 | 4 |
| (1) 対象公共サービスの選定 | 4 |
| (2) 官民競争入札又は民間競争入札の実施等 | 6 |
| (3) 対象公共サービスの実施等 | 7 |
| 3 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札 | 10 |
| (1) 地方公共団体の役割等 | 10 |
| (2) 「合議制の機関」の設置 | 11 |
| 4 官民競争入札等監理委員会 | 11 |
| 5 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し | 12 |
| (1) 評価の位置付け | 12 |
| (2) 評価の手續 | 12 |
| (3) 評価の観点 | 12 |
| (4) 基本方針の見直し等 | 13 |
| 6 公務員の処遇 | 13 |
| 7 制度の活用に向けた取組 | 14 |
| 第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項 | 14 |

第1 意義及び目標

今日の厳しい財政事情の中、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し「簡素で効率的な政府」を実現することは、国及び地方を通じた我が国全体にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。今後「簡素で効率的な政府」への道筋を確かなものにするためには、国や地方公共団体が行っている業務について、公共サービスの受益者である国民に対し、より質の高いサービスを提供する観点から、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、必要な措置を講ずることが重要となっている。

また、国や地方公共団体が行う業務について、競争を導入することにより、業務の実施主体の切磋琢磨・創意工夫を促すことも、「簡素で効率的な政府」の実現にとって極めて重要である。

以上の認識の下、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すこととする。

第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

政府は、法の趣旨（第1条）及び基本理念（第3条）にのっとり、以下に掲げる基本的な考え方の下に、競争の導入による公共サービスの改革に取り組むものとする。

(1) 公共サービスに関する不断の見直し

公共サービスについては、公共サービスの受益者である国民の立場に立って、その要否や実施方法等に関し、不断の見直しを行う必要がある。このため、「公共サービス改革基本方針」（以下「基本方針」という。）は、少なくとも毎年度一度、見直す。

同方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、

- ① 官の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスを廃止等するとともに、

- ② 必要性があるとしても、「官」自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができると判断された業務については、官民競争入札又は民間競争入札の実施やこれに必要な規制改革等必要な措置を講じる。

見直しに係る検討に当たっては、民間の創意と工夫をいかす観点から提出される民間事業者の意見や公共サービスによる利益を享受する国民の意思等を十分踏まえ、「官民競争入札等監理委員会」（以下「監理委員会」という。）による積極的かつ能動的な審議に真摯に対応するとともに、検討のプロセス及び検討結果について国民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

また、法第7条の規定においては、官民競争入札又は民間競争入札の対象となった個々の公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）について、その実施期間の終了にあわせて、当該公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行った上で、対象公共サービスの事後の実施の在り方を見直すものとしており、公共サービスに関する不断の見直しを進める観点から、このような評価についても的確に実施する。

(2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減

法第1条の規定においては、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、これらの対象として選定された公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを求めている。

このため、まず、基本方針において官民競争入札又は民間競争入札の対象を選定するに当たり、上記(1)に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、当該業務を「官」自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができると判断された業務については、公共サービスの受益者である国民の立場を踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の実施につき積極的に検討する。

その際、「国の行政機関等の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置する」旨を定める法第4条の規定を踏まえ、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい業務範囲の選定や規制の在り方についても、十分に検討する。

また、対象公共サービスごとに策定される官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）については、当該公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施における上記目的の達成の程度やこれに要した経費を正確に把

握した上で、これらを踏まえ、上記目的の達成のため当該公共サービスの実施に当たり確保されるべき質や望ましい費用対効果について、可能な限り客観的に検証を行った上で策定する。

この場合、法全体の趣旨・目的を踏まえ、経費の削減を図るために必要な対象公共サービスの質を犠牲にする、あるいは逆に、必要以上の質を確保するために不要な経費が支出される、といった事態を招くことのないよう留意する。

また、法第4条の規定を踏まえ、サービスの質を確保しつつ、民間事業者の創意工夫の余地を可能な限り大きくすることにより、費用対効果を最大化できるよう、実施要項の内容等を定める。

(3) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

官民競争入札又は民間競争入札の結果、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、民間事業者の責務に関する法第6条の規定を踏まえ、業務の公共性を認識の上、国民の信頼にこたえられるよう、法令を遵守するとともに、責任を持って業務に取り組むことが求められる。

他方で、委託を行った国の行政機関等においても、民間事業者にその実施が委託された対象公共サービスに関し、その国民への提供について最終的に責任を負うのは委託を行った国の行政機関等であることを認識し、国の行政機関等の責務に関する法第4条の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう、契約及び法に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

(4) 透明性・中立性・公正性の確保

競争の導入による公共サービスの改革は、その実施の過程について、透明性・中立性・公正性を確保しつつ進める。

こうした観点から、監理委員会は、積極的かつ能動的な審議を行い、基本方針・実施要項の審議等に当たり、多様な意見を十分に聴取しつつ、公正中立な視点に立って、その役割を果たすものとする。

また、国の行政機関等においては、自らの公共サービスを官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とすることの適否等につき見解を適時に公表するなど、国民に対する説明責任を十分に果たす。

(5) 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札に関する国の役割

地方公共団体の公共サービスについて官民競争入札又は民間競争入札を実施するかについては、当該地方公共団体の判断に委ねられているが、国は、法第4条第2項を踏まえ、自発的に官民競争入札又は民間競争入札を実施しようとする地方公共団体

等（地方三公社、地方独立行政法人を含む。）が円滑にその実施を図ることができるよう、実施を阻害している法令の見直しなど、環境整備を積極的に進める。

2 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革

(1) 対象公共サービスの選定

ア 民間事業者・地方公共団体からの意見の募集及びそのための情報の公表

公共サービスの受益者である国民の立場に立って、競争の導入による公共サービスの改革を進めるためには、民間事業者の創意と工夫の発揮の効果が高いものと見込まれる業務を、重点的に、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とすることが重要である。

このため、国の行政機関等が実施している業務に関し必要な情報を公表し、民間事業者が、その業務の内容を理解した上で、創意と工夫に基づいて、より良い公共サービスの担い手となると考えられる業務について、民間事業者及び地方公共団体から要望を受け付けることとしている。

他方で、法の趣旨を踏まえると、国民の視点に立って、可能な限り幅広い分野から官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とする公共サービスを選定していくことが重要であり、こうした観点から、対象業務に関する要望及び必要な情報公表の要請は、民間事業者及び地方公共団体のみならず、広く国民一般も行うことができるものとする。

また、情報の公表に当たっては、当該業務についての理解を深め、より良い民間要望に結びつけるとの観点から、要請があった業務を所管する国の行政機関等は、当該業務に係る具体的な業務の内容、実施体制、実施方法及び従来の実施における目的の達成の程度を把握するために参考となる指標等を積極的に公表する。

さらに、対象業務に関する要望及び必要な情報公表の要請は、「行政処分」にかかる業務や既に民間事業者等に委託されている業務を含んだ広く国の行政機関等が実施する業務等を対象とするものであり、この中には、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人等の業務を含むものとする。

このほか、提出された要望の取扱いに関する内閣府又は監理委員会と関係行政機関の検討状況や要請があった情報については、広く内閣府のホームページにおいて公開するものとする。

なお、対象業務に関する要望及び情報公表の要請の実施方法及び実施時期については、これらの実施の趣旨に沿ったより良いものとしていく観点から国において引き続き検討し、必要に応じ、見直しを図るものとする。

イ 対象公共サービスの選定の考え方

限られた財源の中で公共サービスの受益者である国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、国の行政機関等が実施する業務について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国の行政機関等の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された業務については、当該業務を廃止等の対象として選定するほか、必要性がある業務であっても、民間に委ねることができる判断された業務については、当該業務を官民競争入札又は民間競争入札の対象とする業務として選定する。

具体的には、法第7条の規定にのっとり、公共サービスに関する情報の公表、民間事業者等からの意見の募集、関係する国の行政機関等の間での協議、監理委員会における審議等を経て、基本方針として閣議決定される。

特に、官民競争入札又は民間競争入札の対象とする公共サービスについては、広く国の行政機関等が実施する業務の中から、以下の①～⑤を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

- ① 業務の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か
- ② 業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か
- ③ 会計法令（会計規程等を含む。以下同じ。）に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性・公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の関与等）により、透明・公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か
- ④ 民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性にかんがみ、従来から外部委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要であるか否か
- ⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か

国の行政機関等において、民間委託により業務を実施する際には、当該業務の内容に応じて、上記の①～④を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

また、「行政処分」に係る業務や、既に民間委託が行われている業務についても、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とする業務から排除されるものではない。特に、「行政処分」に該当する業務を官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とするためには、当該業務を、民間事業者が実施することとする場合に法律の特例が必要とされる業務として法第7条第2項第3号及び第4号に規定する政府が講ずべき措置に関する計画の中で決定した上で、法第5章第2節に規定する「特定公共サービス」として位置付ける法の一部改正を行うことが必要となる。

(2) 官民競争入札又は民間競争入札の実施等

ア 実施要項の作成

官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、まず、基本方針に従って、対象公共サービスの内容等に応じて、実施要項を決定することが必要である。

実施要項は、求められる対象公共サービスの質等、入札の結果対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項を定めるものであるとともに、民間事業者等により良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報の説明書である。この内容は、対象公共サービスを国民のためにどのように提供することが適切かという、いわば対象公共サービスの在り方を示すものである。

実施要項の策定に当たって、求められる対象公共サービスの質を適切かつ明確に定めることは、創意工夫をいかして対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現し、その適正かつ確実な実施を確保するために重要であることから、以下に留意の上、対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定する。

- ① 対象公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施におけるこの目的の達成の程度やこれに要した費用を正確に把握した上で、望ましい費用対効果や社会経済情勢の変化にも留意しつつ、確保すべきサービスの質について検証し、設定すること
- ② その際、対象公共サービスの政策目的を具体化し、サービスの質を適切に表す指標を用いて定量的に規定することが望ましいこと
- ③ また、サービスの質を確保しつつ、対象公共サービスを担うこととなる者の創意工夫が最大限発揮されるよう、具体的な業務の実施手順等の仕様の特定は必要最小限に止めること

このような形で、対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定することは落札者等の決定のためのサービスの質の評価基準の設定や、実施期間中の監督、実施期間終了後の実施の在り方に関する評価を実施するためにも、非常に重要である。

また、上記のほか、実施期間（設備やスキルの構築への投資が行えるように原則複数年とする）、官内部での情報交換の遮断措置（官民競争入札の場合）、過去の実績を正確に開示し、より優れた提案を促すための従来の実施状況に関する情報の開示等について、国の行政機関等は、監理委員会が自ら別に定める実施要項の審議に当たっての指針に留意の上、実施要項の案を作成するものとする。

なお、実施要項を定めるに当たっては、上記の検証を的確に行い、適切な実施要項

とするため、必要に応じて、以下に示す様々な取組を行う。

- ① 実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し、十分に考慮すること
- ② 基本方針策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること
- ③ 外部専門家の活用を検討すること

イ その他入札実施に当たっての留意事項

国の行政機関等の長等は、官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、可能な限り多様・多数の入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう責任をもって対応するとともに、以下に留意し適切に入札を実施する。

(7) 入札参加資格の有無の確認

国の行政機関等の長等は、法第9条第2項第3号及び第3項の規定に基づき実施要項で定められる入札参加資格、法第10条に規定する欠格事由の有無を適切な方法によって確認するものとする。

(4) 落札者等を決定したときに公表すべき事項

落札者等を決定したときは、法第13条第3項等の規定に基づき必要な事項を公表することとなるが、落札者等の決定の理由の公表に当たっては、入札に参加した者の対象公共サービスの質の評価の結果、入札価格及び総合評価の結果等も含め、できるだけ詳しく公表し、入札の過程の透明性を確保するよう努める。

(ウ) 初回の入札で落札者等が決定しなかったときの取扱い

初回の入札で落札者等が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを原則とする。国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施すること等の対応は、やむを得ない場合に限定し、その理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

(3) 対象公共サービスの実施等

官民競争入札又は民間競争入札の結果、最も優れた提案を行った者が対象公共サービスの実施を担うこととなった場合も、実際に提案に基づいて対象公共サービスの質の維持向上が図られることが必要であり、官民間問わず、緊張感を持って対象公共サービスの実施を確保することが求められる。

ア 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

民間事業者が対象公共サービスを実施することとなった場合も、国の行政機関等及び民間事業者は、以下に留意し、その適正かつ確実な実施を確保する。

(7) 契約の締結等

国の行政機関等と民間事業者は、十分な時間をかけ、実施要項及び提案書の内容を適切に反映させ、契約を締結する。

民間事業者が対象公共サービスを開始する前には、国の行政機関等において従来業務を実施していた職員及び入札実施事務を担当する職員等と、民間事業者は、十分な時間的余裕を持って引き継ぎ等の準備行為を実施する。

(イ) 公共サービスの実施等

対象公共サービスの実施に当たっては、まずは民間事業者が、法第6条の規定を踏まえ、常時、業務の実施状況を把握するなど、契約に基づき、自律的に適正かつ確実に当該サービスを実施することが求められる。

国の行政機関等においても、対象公共サービスの質が確保されているかを中心に、的確な監督等を行う必要があるが、その際、監督等の実効性を上げるとともに、監督等によって民間事業者に過剰な負担を負わせることを回避するため、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を可能な限り促すものとするなど、業務の内容等に応じ、効率的、効果的な方法で行うものとする。

監督等の措置としては、国の行政機関等は、民間事業者から、対象公共サービスの実施状況について、契約に従って、原則として定期的に必要な頻度で報告を求め、会計法令に基づく監督・検査を行う。

また、これだけでは対象公共サービスが適正かつ確実に実施されないおそれがあると認められる場合は、国の行政機関等は、法第26条の規定に基づく報告徴収、立入検査等や、法第27条の規定に基づく必要な措置の指示等の規定を活用する。民間事業者がこれらの報告徴収、指示等に従わない場合には、罰則が適用される。

さらに、民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合や、上記の報告徴収、指示等に従わない場合等には、国の行政機関等は、契約を解除することができる。この際は、当該サービスの継続的な提供が確保されるよう、法第22条第2項の規定に基づく新たな官民競争入札又は民間競争入札の実施等の必要な措置を講ずることが必要となる。また、監理委員会は、当該行政機関等が契約を解除した日付及び相手方の民間事業者を他の行政機関等が把握することができるよう、当該行政機関等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

以上の監督等については、国の行政機関等は、実施要項において、監督等の責任者その他の体制を明らかにするとともに、その体制を民間事業者へ通知するものとする。

上記に加え、民間事業者と対象公共サービスの実施に関係する国の行政機関等は、

当該サービスの質の維持向上という同じ目的を共有するパートナーであることを自覚し、相互に必要な連携を図るものとする。

イ 国の行政機関等が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

官民競争入札の結果、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合、入札の際の自らの提案（法第 11 条第 2 項に規定する対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法、対象公共サービスの実施に要する経費の金額）に基づき、自ら対象公共サービスを適正かつ確実に実施する。

なお、国の行政機関等が、自らの提案に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合等は、民間事業者による対象公共サービスの実施の場合に準じて、新たな民間競争入札の実施等必要な措置を講ずる。

ウ 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への通知及び公表

国民の立場に立って、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するためには、対象公共サービスの実施状況等に関する情報の公表等により、透明性が確保されることが重要である。

このため、民間事業者が落札者となった場合、国の行政機関等は、対象公共サービスの実施状況や監督・検査の状況等について監理委員会に報告するとともに、法第 26 条第 4 項及び第 27 条第 2 項に基づいて、報告徴収、立入検査、指示等の内容及び理由を監理委員会に通知する。

また、国の行政機関等は、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を促す観点から、対象公共サービスの実施状況について公表するものとする。

なお、民間事業者自身が、契約等に基づき、対象公共サービスの実施状況について公表するものとするとも考えられる。

また、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合も、必要な頻度で対象公共サービスの実施状況（確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況及び対象公共サービスの実施に要した経費等）を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

エ 再委託の禁止等

民間事業者が落札者となった場合、対象公共サービスの実施に当たり、その全部を一括して再委託することは、競争の結果、質及び価格の両面で最も優れた者に公共サービスの実施を担わせることとしている法全体の趣旨・目的に照らし認められない。

また、民間事業者が、対象公共サービスの質の維持向上等のために、その一部について再委託を行う場合には、実施要項において以下の措置を講じることとするなど、

当該サービスの適正かつ確実な実施を確保するものとする。

- ① あらかじめ国の行政機関等の承認を受けることを義務付けるものとし、承認を行うに当たっては、再委託を行うことの合理性及び必要性のほか、再委託先が再委託契約の履行能力を有するかなどについて確認する。
- ② 再委託を承認した場合には、委託者に対し、再委託を受けた者から必要な報告を徴収させる。

なお、国の行政機関等が対象公共サービスを実施することとなった場合において、さらに他の者にサービスの実施を委託するときの取扱いも、上記と同様の考え方に基づき、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するものとする。

3 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札

地方公共団体の実施する公共サービスは、国民にとって最も身近な公共サービスであり、地方公共団体において官民競争入札又は民間競争入札が実施されることで、公共サービスの在り方に関する国民の関心が高まり、一層の改革が図られるものである。

(1) 地方公共団体の役割等

法においては、地方公共団体に対し、官民競争入札又は民間競争入札の実施を義務付けてはいない。

地方公共団体においては、法第5条の規定を踏まえ、公共サービスの受益者である住民の立場に立って、法の基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、官民競争入札又は民間競争入札を実施することが期待される。

法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、前記第2の1及び2を踏まえることが必要である。

地方公共団体等（地方三公社、地方独立行政法人を含む。）の官民競争入札又は民間競争入札の実施を阻害している法令がある場合には、地方公共団体は、法第7条第5項の規定に基づく意見聴取の手續において、積極的な提案等が期待される。

また、地方公共団体の自主的・主体的な取組に資するよう、国は、地方公共団体における官民競争入札又は民間競争入札の実施状況に関し、法第8条の規定に基づく実施方針の策定状況、先駆的な取組等についての情報をインターネットの活用等により広く公表するものとする。

なお、法令の特例を講ずる必要のない業務については、地方公共団体は、法の定める手續によらず、地方自治法に基づき、自ら所要の規則等を定めることにより、官民

競争入札又は民間競争入札を実施することができる。

その場合、法の定める手続や前記第2の1及び2を参考にしつつ、競争の導入による公共サービスの改革の趣旨を踏まえた対応が望まれる。

(2) 「合議制の機関」の設置

地方公共団体は、法に基づき特定公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、条例により公共サービスに関して優れた識見を有する者によって構成された審議会その他の合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）を設置する必要がある（法第47条）。

合議制の機関は、国における監理委員会に相当する機関であり、実施要項の策定、官民競争入札の落札者に係る評価の実施及び落札事業者との契約の変更等、あらゆるプロセスにおいてこの合議制の機関の議を経ることにより、制度の透明性、中立性及び公正性の確保を図ることを目的とするものである。

合議制の機関については、新たに設置することも可能であるが、同種の機能を持った審議会を活用する方法等も考えられる。

4 官民競争入札等監理委員会

監理委員会は、競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために設置されるものであり、法の基本理念の具体化に向けて重要な役割を担う組織である。法においては、

- ① 内閣総理大臣による基本方針の案の策定
- ② 国の行政機関等の長等による実施要項の策定
- ③ 国の行政機関等の長等による官民競争入札の落札者の決定に係る評価

等の過程において、監理委員会の議を経るものとされている。

監理委員会は、公共サービスの受益者である国民の立場に立って、公正中立な視点に立って審議を進め、その結果を適切に開示するとともに、その活動内容についてホームページ等により広く公表するものとする。また、監理委員会は、審議の過程において、国の行政機関等との議論や民間事業者や地方公共団体等から意見を聴く機会を持つこと等により、公共サービスの改革に向けて幅広く検討すること等を通じ、積極的・能動的な審議を行うものとする。

5 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し

(1) 評価の位置付け

競争の導入による公共サービスの改革を不断に進めるためには、これまでの対象公共サービスの実施状況を十分に検討した上で、実施期間の終了後の対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが重要である。

法第7条第8項の規定に基づき、内閣総理大臣は、対象公共サービスの実施状況（目的の達成の程度その他の対象公共サービスの質及び経費に係る状況）を踏まえ、対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価（以下「評価」という。）を行った上で、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、基本方針を変更する。

(2) 評価の手續

評価は、対象公共サービスの実施期間終了時から開始するのではなく、当該実施期間終了時において、速やかに次の段階に移行し、新たな官民競争入札又は民間競争入札を実施することができるよう、適切な時期から開始することを原則とする。

具体的には、以下の手續により実施する。

- ① 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、下記(3)ア及びイに掲げる事項に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報を内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。
- ② ①により提出された情報を踏まえ、内閣総理大臣は、評価案を作成し、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。
- ③ 内閣総理大臣は、評価案について、監理委員会の議を経た上で、評価を確定する。
- ④ 確定した評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、変更する。

(3) 評価の観点

実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する内閣総理大臣の評価は、以下のア・イの観点から行う。

その際、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案する。

ア 対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価

対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等が実施する対象公共サービスの利用状況調査等を通じて、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無等を検

証した上で、当該対象公共サービスの在り方について整理する。

イ 対象公共サービスの実施内容に関する評価

これまでの対象公共サービスの実施状況（対象公共サービスの質及び経費。以下同じ）について、

- ① 対象公共サービスの実施状況が、契約内容（実施体制及び実施方法並びに経費）に記載されている内容以上の効果を上げているか否か、
- ② 対象公共サービスの実施状況と実施要項において情報開示されている従来の実施状況（経費、人員、施設設備及び目的の達成の程度）等を比較考量することや、民間事業者が落札し、業務を実施している場合の対象公共サービスの実施状況と国が直轄で実施する同様の業務の実施状況（当該業務の質及び経費）を比較考量すること等により、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の観点から効果を上げているか否か

等を明らかにし、その要因を把握した上で、一層の対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、対象公共サービスの実施地域・地点の拡大、対象公共サービスの範囲の拡大、確保すべき対象公共サービスの質の内容の再設定、落札者等を決定するための評価基準の見直し等）を得る。

(4) 基本方針の見直し等

上記(3)を踏まえ、基本方針を見直し、再度、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合等には、必要に応じ、基本方針を変更するとともに、新たな実施要項を策定するものとする。

6 公務員の処遇

官民競争入札又は民間競争入札の結果、民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とする。各任命権者は、職員の不安やこれによる士気の低下を来さないよう、責任を持って円滑な配置転換に取り組むものとする。

官民競争入札又は民間競争入札の実施に伴って、「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）に定める定員の純減目標の見直しが行われ、定員の減少の結果、当該部門内で配置転換を行ってもなお職員数が定員を上回ることとなる場合には、「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」（同）に定める配置転換、採用抑制等の仕組みを活用する。

また、任命権者の要請に応じて国家公務員を退職し、落札事業者の下で業務に従事した者が、再び職員に採用されることを希望する場合には、任命権者は、その者の退

職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験を勘案し、本人の希望について十分配慮する。

7 制度の活用に向けた取組

国は、公共サービスの改革に関する優良事例等の蓄積・整理や改革の進捗状況等の情報の公表を行うとともに、地方公共団体、民間事業者等の要望に対する必要な助言・支援等を行い、公共サービスの改革の一層の推進に努める。

あわせて、国は、国民、民間事業者、地方公共団体等に対して、法の基本理念や制度の具体的な仕組み等について広報・啓発、情報提供を行うとともに、諸外国における関連制度の動向等を含めた調査研究を行う。

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

公共サービス改革基本方針 別表（改定）（抄）

平成 18 年 12 月 22 日閣議決定

1. 統計調査関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省 |
|-----------------------------|--|-----------|
| (1) 科学技術研究調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術研究調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成19年1月までに入札公告し、同年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間 | 総務省 |
| (2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性等を確保しつつ民間開放を推進することとし、監理委員会と連携して行っている検討状況を踏まえ、地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を平成19年度から(同年度に実施されない指定統計調査については調査時期が到来次第順次)可能とするために必要な措置を講じる。 | 総務省 |
| (3) 統計調査の民間開放に向けた措置等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査の民間開放のための法的措置を平成19年通常国会において講じる等、実施のために必要な措置を講じる。 ○ 総務省における統計調査の民間開放の検討状況を踏まえ、総務省は、関係府省と連携して、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定を平成19年5月末までに措置する。各府省は、ガイドラインの改定作業と並行して、法に基づく対象業務とすることが適切な統計調査業務の洗い出しを含め、民間開放に向けた具体的方策について検討を行い、同年5月末までに結論を得る。 ○ 総務省は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査(仮称)について、法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放についての検討を行い、19年5月末までに結論を得る。 ○ 農林水産省は、公務員総人件費改革の取組の一環としても民間開放を推進することとし、牛乳乳製品統計調査(指定統計調査)、生鮮食料品価格・販売動向調査(承認統計調査)等について平成20年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。 | 総務省及び関係府省 |
| (4) (独) 統計センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ (独) 統計センターの実施している業務について、民間開放を推進する。具体的には、平成19年度に行われる(独) 統計センターの組織・業務の見直しに資するよう、① 符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を同年度前半までに完了する、② 調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放に対する考え方を同年6月末までに整理する。これらについては、監理委員会と連携して、そのための具体的検討を行う。 | 総務省 |

統計調査の民間委託に係るガイドライン

平成 17 年 3 月 31 日
各府省統計主管課長等会議申合せ
改正 平成 17 年 8 月 15 日
改正 平成 19 年 5 月 30 日

はじめに

各府省は、統計調査の民間委託について、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づき作成された「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ平成17年8月15日改正）（以下「現行ガイドライン」という。）等を踏まえ、包括的民間委託を含め一層の民間委託を推進することが求められている。

また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）、及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（以下「公共サービス改革法」という。）に基づく「公共サービス改革基本方針」（平成18年12月22日閣議決定）において、各府省は、統計調査業務の民間開放（官民競争入札、民間競争入札等）の実施に向けた取組を速やかに推進するとともに、総務省は、各府省と連携して、現行ガイドラインを改定することとされている。

このため、上記の閣議決定等を踏まえ、統計法（昭和22年法律第18号）又は統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき各府省が実施する統計調査（指定統計調査、承認統計調査及び届出統計調査）に係る業務を対象として、統計の正確性・信頼性の確保等を前提に民間委託を一層推進し、質の維持・向上と適正かつ確実な実施の確保等を図る観点から、統計調査業務の民間開放の手法と環境整備に係る措置を新たに定めるとともに、民間委託の推進対象業務の範囲等及び各府省が講ずべき措置を充実させるため、現行ガイドラインを改定するものである。

各府省は、本ガイドラインを踏まえ、所管の統計調査について、包括的民間委託を含め一層の民間委託に積極的に取り組むものとする。

なお、本ガイドラインは、統計調査の民間委託を推進するため各府省が講ずべき措置について標準的な指針を示したものであり、統計調査の特性等を踏まえた各府省独自の効果的な取組を妨げるものではない。また、政府における統計調査の民間委託に関する今後の検討状況等を踏まえ、必要に応じ、本ガイドラインを改定することとする。

I 民間委託の推進対象業務の範囲等

各府省が、民間委託の推進対象とする業務の範囲及びその要件については、次のとおりとし、各府省は、これらを踏まえ、経費の措置状況を勘案しつつ、民間委託が可能な、かつ関連する複数の業務を組み合わせ、これらを民間事業者に委託するものとする。

- 1 国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない業務及び過去に実績があり、かつ、民間委託の推進を図ることが適当な業務を民間委託の推進対象業務とする（別表）。なお、これら以外の業務についても、必要に応じ、民間事業者に委託し、その専門的知識、能力等を活用するものとする。
- 2 上記1の民間委託の推進対象業務に係る個別の適用に関し、以下の場合について、民間委託に適合する業務とする。
 - ① 効率性等の観点から、民間委託による業務量の低減効果と、調達、請負機関への説明等のノウハウ提供のための準備等、民間委託に伴い発生する業務量を比較し、民間委託による業務量の低減効果が相対的に大きい場合
 - ② 統計の作成に関し、事業規模や迅速性及び継続性の観点から支障を来さない場合
 - ③ 高度な専門的知識・能力、取り扱う情報の高度な秘匿性の観点から統計の精度確保に支障を来さない場合なお、民間委託を実施する場合、必要に応じて試験調査結果等を踏まえて適用の可否を判断するものとする。

II 統計調査の民間開放の手法と環境整備

1 統計調査の民間開放の手法

- (1) 国直轄の統計調査については、公共サービス改革法に基づく官民競争入札若しくは民間競争入札、又は会計法令に基づく包括的民間委託を行うことにより、民間開放する手法がある。
- (2) 法定受託事務として、地方公共団体に実査等を委託している統計調査については、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、現行の法定受託事務の枠組みを基本として地域単位で民間開放する手法等がある。

2 公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方

各府省は、公共サービス改革法の主旨を踏まえ、国直轄の統計調査のうち、より高い質の確保を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と

工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務を民間開放する場合には、同法を積極的に活用するものとする。

3 法定受託事務の民間開放に係る環境整備

各府省は、現行の法定受託事務の枠組みを維持した上で地域単位での民間開放を推進することとした場合、統計の正確性・信頼性の確保等の観点から、必要に応じて次の措置を講ずる。

(1) 関係政省令、要綱等の改正

各府省は、地方公共団体における民間開放を可能とするために必要な関係政省令、要綱等を改正する。

(2) 民間開放を行う際の「基準・条件」の提示

各府省は、地方公共団体に対して、民間開放を行う際の「基準・条件」として、次のとおり、必要な事項を提示する。

- ① 入札参加資格に関する事項
- ② 業務遂行能力に対するの評価に関する事項
- ③ 業務の実施において確保されるべき水準に関する事項
- ④ 契約により受託事業者が講ずべき措置（秘密の保護等）に関する事項
- ⑤ 受託事業者に対する監督・モニタリング方法に関する事項

(3) 地方公共団体との連携

各府省は、実際の取組を担う者が地方公共団体であることを踏まえ、当事者である地方公共団体との意見交換を十分に行うとともに、円滑な実施に向けての情報提供を行う等の連携を図る。

Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置

1 報告者の信頼の確保

(1) 秘密の保護の徹底

各府省は、報告者から得られた調査事項等についての秘密の保護の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる。

ア 各府省が講ずべき措置

- ① 各府省は、自ら業務に従事する職員等に対し、秘密の保護に関する意識を啓発するための研修又は指導を更に徹底する。
- ② 各府省は、契約前に、委託候補業者（委託業務の入札に参加しようとする者）から、秘密の保護に関する規程等を提出させ、その内容を確認する。
- ③ 各府省は、委託先が第三者へ業務の全部又は大部分を一括して再委託することを禁止することとし、業務の一部について再委託を行う場

合には、再委託先や再委託契約の内容等についてあらかじめ各府省の承認を得なければならないものとする。

- ④ 各府省は、派遣労働者に対しても、職員等の場合と同様、秘密保持について厳重な管理・監督を行うとともに、派遣労働者に遵守させるべき事項についてあらかじめ定めておく。

イ 各府省が委託先に講じさせるべき措置

- ① 各府省は、委託先に、職員及び調査員に対し、研修又は指導を通じて秘密保持義務があることについて周知徹底を行わせる。
- ② 各府省は、委託先に、職員及び調査員に対し、秘密保持についての厳重な管理・監督を行わせる。
- ③ 各府省は、委託先に、調査員が報告者と直接接する業務に従事することを踏まえ、業務上知り得た事項について、いかなる理由があっても、また、受託期間であるか否かを問わず、決して第三者に漏らさないこと及び自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用しないことを内容とする秘密保持に関する誓約書を調査員から徴させる。
- ④ 委託先が再委託する場合、各府省は、上記①～③と同様の措置を再委託先に行わせることを委託先に求めることとする。

(2) 調査票情報等の管理の徹底

各府省は、調査票情報等（注）の管理を必要とする業務の委託に当たって、次の措置を講ずる。

（注）本ガイドラインにおいて、「調査票情報等」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているもの及び調査対象名簿、調査対象地図その他の関係書類等に記録されている被調査者等の識別を可能とする情報並びにこれらの情報が記録されている関係書類等をいう。

ア 各府省は、次の事項について委託先との間であらかじめ定めておく。

- ① 調査票情報等の受払い、搬送及び保管の方法等に関する事項
- ② 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ③ 調査票情報等の集計作業過程で作成し、不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄に関する事項

イ 各府省は、委託先に、調査票情報等の使用、保管、処分等に当たって、紛失、漏えい等が生じないよう善良なる管理者の注意をもって、調査票情報等の適正な管理を行わせる。

ウ 各府省は、調査票情報等の適正な管理のため、上記のほか、委託先に、「調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」

(別紙1)を講じさせる。

エ 各府省は、派遣労働者に調査票情報等を取り扱う作業を行わせる場合には、職員等の場合と同様に、適正な取扱いを行わせるとともに、派遣労働者に遵守させるべき事項についてあらかじめ定めておく。

(3) その他

各府省は、上記(1)及び(2)のほか、次の措置を講ずる。

ア 各府省は、報告者に、いわゆる「かたり調査」(国が実施している統計調査であるなどと称して、報告者から個人情報等を聞き出そうとする調査)ではないかとの疑義を抱かせるなど、統計調査に対する不信感等を持たれないようにするため、以下の対応を行う。

① 実査など報告者と直接接する事務を民間委託により行っている統計調査については、報告者に安心して当該統計調査に協力してもらえよう、インターネットのホームページ等を活用して、当該統計調査名、委託先の民間事業者名、委託業務内容、委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置等の情報を積極的に公開する。

② 報告者に対する調査の依頼文書等において、委託先だけでなく各府省の連絡先等を明記する。

イ 各府省は、報告者が委託先である民間事業者に提出した調査票が報告されていることを示すため、調査協力に対する礼状や調査結果等の報告者への送付等に努める。

ウ 各府省は、報告者の信頼を確保するとともに、統計調査の継続性及び安定性の観点から、委託業務の内容や調査実施時期などを考慮し、国庫債務負担行為の活用による複数年にわたる契約の導入に努める。

2 統計調査の適正な実施の確保

各府省は、委託業務の質を確保し、統計調査の適正な実施の確保を図る観点から、次の措置を構ずる。

(1) 委託先の適切な選定

各府省は、統計調査に係る業務が、国民、企業等の秘密に関する情報や市場に影響を与える情報を取り扱うことを踏まえ、委託先とする民間事業者については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないように、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定するものとし、特に次の事項に留意する。

ア 各府省は、各府省大臣官房会計課長から通知された「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」等により、委託候補業者の競争参加資格を確認する。

イ 各府省は、次の事項を中心に、委託候補業者の業務遂行能力等を確認する。

- ① 委託業務を遂行するために必要な実施体制
- ② 委託業務を遂行するために必要な知識・経験・能力を有する要員の確保状況
- ③ 委託業務を遂行するために必要なセキュリティ対策の実施状況
- ④ 委託業務を遂行する能力等に係る資格・認証等の保有状況

なお、委託候補業者については、原則として過去の受託実績を問わないものとする。ただし、総合評価落札方式による一般競争入札を活用する場合は、必要に応じて受託実績の有無に配慮するものとする。

ウ より高い質の確保を図る必要がある統計調査については、委託業務の内容等に応じて、総合評価落札方式による一般競争入札をはじめとする、価格だけでなく業務遂行能力等を踏まえた選定方法を積極的に活用するものとする。

(2) 業務の実施において確保されるべき質（回収率等）の設定

ア 各府省は、実査を委託する場合には、精度を確保するため、達成すべき回収率を設定するとともに、調査票の記入状況の質を加味した指標（回収された調査票の記載事項の矛盾等を把握する指標等）や実査の質を評価する指標（標本調査における非協力率（調査への非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合）等）を必要に応じて設定する。

イ 各府省は、上記アにより設定した目標を達成できなかった場合等の措置についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(3) 適切な仕様書等の作成

各府省は、これまで蓄積してきた知識、技術、ノウハウ等を踏まえ適切な仕様書等を作成することとする。特に実査など報告者と直接接する業務を委託する場合には、次のとおり、仕様書等において必要な事項を定める。

ア 郵送調査・オンライン調査方式による統計調査については、次の事項を中心に定める。

- ① 調査依頼書等の作成方法
- ② 督促業務の実施方法
- ③ 報告者からの照会や質問への対応方法
- ④ 審査・確認業務の実施方法
- ⑤ 業務の実施において確保されるべき質
- ⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法

イ 調査員調査方式による統計調査については、次の事項を中心に定める。

- ① 調査員数の確保状況及び管理体制
- ② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法

- ③ 督促業務の実施方法
- ④ 報告者からの照会や質問への対応方法
- ⑤ 審査・確認業務の実施方法
- ⑥ 業務の実施において確保されるべき質
- ⑦ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法
- ⑧ 調査員の安全対策

(4) 業務の実施状況の適切な確認

各府省は、委託業務の実施状況について、次のとおり、適切な確認を行うとともに、必要があると認めたときは改善措置を講ずる。

ア 各府省は、委託先における業務の実施状況について、定期的に又は随時、報告を求めるとともに、監査（報告者に対する確認を含む。）を行うこと等により確認する。

① 郵送調査・オンライン調査方式による統計調査については、次の事項を中心に確認する。

- i) 調査票の誤送付等の状況
- ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況
- iii) 調査期限までの回収状況
- iv) 照会対応の状況
- v) 督促の実施状況
- vi) 収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況

② 調査員調査方式による統計調査については、次の事項を中心に確認する。

- i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
- ii) 調査員への指導状況
- iii) 報告者への訪問状況
- iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況
- v) 調査項目別の未記入及び不備の状況
- vi) 調査期限までの回収状況
- vii) 報告者からの照会への対応状況
- viii) 督促の実施状況
- ix) 収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況

イ 各府省は、上記アのほか、調査票情報等の捏造・変造や知り得た情報の委託先内部における流用等がなされていないことについて委託先から確認を取る。

ウ 各府省は、委託先に対し、内部における業務の実施状況の把握、管理等の徹底を促すため、必要に応じて業務の実施に関する内部方針や手

続を定めさせるとともに、その内容を確認する。

3 委託業務の検証の的確な実施等

各府省は、次のとおり、委託業務の検証の的確な実施等に関する取組を行い、民間委託の着実な推進を図る。

- (1) 各府省は、委託業務終了後、当該業務について検証を行うとともに、当該検証結果を今後の業務の委託に当たって活用する。
- (2) 各府省間で情報の共有化を図り、もって統計調査の民間委託を推進する見地から、各府省間で検討等を行うための場を設け、毎年、開催する。その際、総務省（政策統括官（統計基準担当））は、各府省における検証結果等を取りまとめ、当該検討等の場に報告する。

4 委託先との契約書等に明記すべき事項

- (1) 各府省が、上記1及び2を踏まえ、委託先と委託業務の契約を行うに当たって、報告者の信頼の確保及び統計調査の適正な実施の確保の観点から、契約書又は覚書等に明記しておくべき必要最小限の事項は、「契約書等に明記すべき事項」（別紙2）のとおりである。
- (2) 各府省は、委託業務の内容により、上記(1)のほか、次の事項について、契約書又は覚書等に明記する。
 - ① 調査員からの誓約書の徴集に関する事項
 - ② 事故などの報告者の信頼確保の上で問題となる事案が発生した場合（被害の拡大・再発防止のため必要がある場合）の公表等の条件や方法等に関する事項
 - ③ 委託先が各府省との間で定めた事項に違反した場合における契約解除等の措置を講じた場合その旨の公表に関する事項
 - ④ その他委託先が各府省に判断を求めたり、各府省の承認を得なければならぬ事項

別表

民間委託の推進対象業務

| 統計調査業務の機能 | 民間委託の推進対象業務 |
|-----------|--|
| 企画 | 標本設計における層化、抽出 |
| 実査準備 | 調査区設定における地図作成、現地踏査 |
| | 用品準備における用品設計、用品発送 |
| | 広報における広報実施 |
| 実査 | 調査票記入（他計式） |
| | 調査票配布（自計式） |
| | 調査票取集（自計式） |
| | 苦情対応における苦情・要望受付、担当者回送、回答、記録 |
| | 調査書類検査・提出 |
| 審査 | 調査書類受付 |
| | 書類検査 |
| | 分類符号付けにおける符号付け、検査 |
| | データ入力 |
| | データチェックにおけるチェックプログラム作成、形式チェック、論理チェック、データ修正 |
| | 疑義処理における疑義票作成、問合せ、結果記載、処理 |
| 集計 | 集計プログラム作成 |
| | 演算 |
| | 結果表作成 |
| 分析・加工 | 資料・データ収集における公開情報収集 |
| | 分析・加工プログラム作成 |
| | 演算 |
| 公表・提供 | 報告書刊行における発送 |
| | ホームページ掲載におけるコンテンツ作成、サーバ登録、公開 |
| | 案内・問い合わせ対応における案内情報配信申込受付、配信先登録、配信 |
| | 提供用データ・データベース整備 |
| | 電磁的記録提供 |
| その他 | 情報システムの開発、運用、保守 |

調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置

1 管理体制

- (1) 委託先は、調査票等を適正に管理するため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、その事務の一部を担当させるため、管理担当者を指定する。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、当該事務に従事する者の事務の範囲及び責任を明確にする。
- (4) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を職員に徹底するよう努める。

2 調査票情報等の管理

- (1) 管理責任者は、調査票情報等を取り扱う職員及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定める。
- (2) 管理担当者は、調査票情報等の受払い、保管に関し、必要な事項を台帳等に記録し、定期的に又は随時、点検を行う。
- (3) 管理担当者は、調査票情報等の受払いに際して必要な確認措置を講ずる。
- (4) 管理担当者は、調査票情報等について、所定の場所に保管するとともに、その重要度に応じ、耐火庫への保管、施錠等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合は、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる。

3 集計のための作業時における調査票情報等の管理

- (1) 集計のための作業時における調査票情報等の取扱いは、管理責任者又は管理担当者の指示又は承認を受けた者が行い、日々の集計のための作業が終了した後は、所定の場所に収納する。
- (2) 集計のための作業は、各府省と協議して作成する計画に従って行い、管理担当者は、集計のための作業の内容に応じた実績の記録を行い、計画との照合等の措置を講ずる。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の集計のための作業の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずる。

4 端末機からの集計のための作業

- (1) 管理責任者は、端末機の管理者を指定する。
- (2) 端末機からの集計のための作業は、管理者の指示又は承認を受けた者

が行う。

- (3) 管理責任者は、端末機からの集計のための作業の実施状況を把握するため、集計のための作業に応じた実績を記録し、計画との照合等を行う。
- (4) 管理責任者は、端末機の使用に関し、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録された内容の秘匿性に応じ、特定の集計のための作業を特定の端末機に限定する。
- (6) 外部と接続している端末を利用する場合は、ファイアウォール（外部からの不正なアクセスを遮断し、内部から外部にアクセスできる仕組み）の設定、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を構ずる。

5 電磁的記録の管理

- (1) 管理担当者は、電磁的記録の障害の有無等につき、定期的に又は随時、点検を行うとともに、その結果を各府省に報告する。
- (2) 管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能（不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能）を設けるとともに、その記録を定期的に又は随時分析する。

6 ドキュメントの管理

- (1) 管理責任者は、各府省から貸与を受けたシステム設計書、オペレーション手引書、プログラム説明書、コードブック等のドキュメントのうち、各府省が外部に知られることを適当としないものと指定したものについては、所定の場所に保管する等の措置を講ずる。
- (2) 管理責任者は、各府省が指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定める。
- (3) 各府省の指定したドキュメントの管理は、管理担当者が行い、定期的に又は随時、点検を行う。

7 調査票情報等の保管施設の管理及び保安

(1) 入退室管理

- ① 管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の入室資格者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録及び部外者についての識別化や職員の立会い等の措置を講ずる。

- ② 管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退管理の容易化、所在表示の制限などの措置を講ずる。
- ③ 管理責任者は、必要に応じ、機械により入退管理を行っている場合は、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる。

(2) 保安設備

- ① 不正・犯罪に備え、必要に応じ、調査票情報等の保管室等に防犯ベル、監視設備の設置等の防犯措置を講ずる。
- ② 災害に備え、必要に応じ、防火、防煙、防水、耐震等を考慮した調査票情報等の保管室等の設置場所を選定するなどの保安措置を講ずる。

(3) 事故発生時の対策

- ① 管理責任者は、調査票情報等の紛失、消失、汚損等の事故が発生したときは、速やかにその経緯、被害状況等を調査するとともに、その調査結果について各府省に報告する。また、各府省の指示を受け、必要な措置を講ずる。
- ② 管理責任者は、事故の原因分析に努め、必要な再発防止策等の措置を講ずる。

別紙 2

契約書等に明記すべき事項

- 1 各府省は、委託先との契約書又は覚書等において、以下の事項について明記する。
 - (1) 善良なる管理者の注意義務に関する事項
 - (2) 秘密保持義務に関する事項
 - (3) 適正管理義務に関する事項
 - (4) 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項
 - (5) 調査票情報等の集計のための作業の過程で作成し、不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄に関する事項
 - (6) 再委託に関する事項
 - (7) 業務の実施状況についての監査に関する事項
 - (8) 事故又は災害発生時における報告に関する事項
 - (9) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
 - (10) かし担保責任に関する事項

- 2 各府省は、統計調査業務に係る作業を派遣労働者に行わせる場合は、派遣事業者と秘密保持及び調査票情報等の適正な取扱いに関する事項を労働者派遣契約書に盛り込む。

統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について

府省名：厚生労働省

1 ガイドラインの改定作業と並行して、どのような検討を行ったのか

(1) 基本的考え方

① 民間委託推進に関する検討会議等の検討経緯

民間委託推進に関する検討会議及びワーキンググループにおける「統計調査の民間委託に係るガイドライン」改定の検討の際には、公共サービス改革法の対象とすることが適切な統計調査業務について、指定統計調査を中心に議論がなされ、その中でも特に実査が国直轄のものを中心に議論されていたことから、厚生労働省においては、民間開放の具体的方策の検討に当たって、指定統計調査の実査の系統(流れ)に着目して検討を進めた。

② 検討に当たっての留意点

厚生労働省の指定統計調査には、毎月勤労統計調査のように都道府県の統計主管課を経由して調査を実施しているものがある一方、以下のような事業主管課を経由して実施している厚生労働行政に密着した調査が多い。

- 都道府県事業主管課、保健所・福祉事務所を経由する調査
人口動態調査、医療施設(静態・動態)調査、患者調査、国民生活基礎調査、
薬事工業生産動態統計調査
- 都道府県労働局、労働基準監督署を経由する調査
賃金構造基本統計調査

(2) 地方公共団体との意見交換及び民間事業者のヒアリング

いくつかの地方公共団体(都道府県等の事業主管課)と非公式ではあるが意見交換を実施するとともに、民間事業者のヒアリングを行った。

① 地方公共団体との意見交換

地方公共団体に実査を委託している調査については、現行の方式、地方公共団体の判断で民間開放していく方式(以下「地方判断方式」という。)、国の直接執行事務に引き上げる方式の3つが考えられるが、地方判断方式は、全ての地方公共団体において否定的であり、国の直接執行事務に引きあげるべきとする意見が多く、現行方式とする意見は少数であった。

地方公共団体の主な意見は以下のとおり。

- 地方判断方式は、地方公共団体における業務量(仕様書作成、契約事務、モニタリング等)がかえって増加するのではないかと懸念。
- 医療等の調査の専門性に対応できる民間事業者が存在するか疑問。
- 地方判断による民間委託を行ったことにより回収率が低下した場合、地方公共団体で従来の回収率を維持させる手立てがない。
- 地方判断によるバラバラな民間委託は、全体の結果精度への影響が懸念。

- 現状の調査に係る経費では民間委託は困難。
- 国で必要な統計は国で一元化して実施するのが本来の姿。国の事務とした上で、国から一括して民間委託した方が効率的、統一的な対応がとれるのではないか。
- 国から委託を受けている事務は、地方公共団体でないとできないから地方公共団体が受けているのであって、その事務を国が民間委託可能と判断するのであれば、地方が受ける必要がなく、国が直接民間委託すればよい。
- 統計調査に対する国民の信頼性等を考えると地方公共団体が関わるべき。

② 民間事業者のヒアリング

民間事業者からのヒアリングの結果、現状においては、大規模統計調査の受け皿がないこと及び高い回収率の確保がネックと考えられる。主な点は以下のとおり。

- 全国規模で調査実施可能とする民間事業者は、10社程度。
- 調査員調査では、登録調査員数は500～900人程度で、一定の準備期間があれば最大の1000人程度の確保は可能とする事業者が存在。回収率は良いもので7割程度。
- 郵送調査は、数万単位の調査実績は各社ともあるが、多くは、回収率2割～6割程度。10万事業所調査実績のある事業者もあるが、回収率は5割程度。

上記①及び②を踏まえると、指定統計調査の民間開放については、統計の正確性、信頼性の確保、秘密の保護を前提に、民間事業者の受け皿の問題、地方公共団体の意向等をみながら、慎重に対応していく必要があるものと考えられる。

(3) 公共サービス改革法の対象とする統計調査の洗い出しの方向性

民間委託推進に関する検討会議及びワーキンググループにおける「統計調査の民間委託に係るガイドライン」については、当初、指定統計調査を中心に検討を行ってきたところであるが、最終的には、「国直轄の統計調査のうち、より高い質の確保を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務を民間開放する場合には、公共サービス改革法を積極的に活用する。」との方向で整理されたことを受けて、厚生労働省として、指定統計調査に加え、より高い質の確保を図る必要がある統計調査についても、法の対象とする検討を行った。

2 公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査及びその選定理由

(1) 社会福祉施設等調査（別紙1）及び介護サービス施設・事業所調査（別紙2）

（選定理由等）

- ① 国直轄の郵送調査として実施している部分があること
- ② 全数調査であり指定統計調査と同等に高い質を確保する必要がある重要な統計調査であること
- ③ 指定統計調査の民間開放を検討するに当たってのモデルになると考えられること
平成20年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象調査として実施するとともに、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げることについても検討を行う。

平成21年度は、検討結果を踏まえ、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施する。

(2) 就労条件総合調査（別紙3）

（選定理由等）

- ① 国直轄（都道府県労働局経由）の調査であること
- ② 企業の賃金・労働時間制度等を総合的に把握する調査であり、指定統計調査と同等に高い質を確保する必要がある重要な統計調査であること
- ③ 指定統計調査の民間開放を検討するに当たってのモデルになると考えられること
平成20年度から、都道府県労働局経由を本省の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施する。

3 その他、統計調査業務の民間開放について具体的な取組（検討中のものを含む）があれば記載してください

(1) 医療施設静態調査（指定統計調査）及び患者調査（指定統計調査）

3年周期で平成23年度に実施を予定している医療施設静態調査及び患者調査について、2(1)の調査における実施状況をみながら、国の事務に引き上げるのか、地方判断方式で行うのか、現行方式を維持するのかを平成21年度中に結論を得る。

(2) 賃金構造基本統計調査（指定統計調査）

都道府県労働局を經由して実施している賃金構造基本統計調査について、平成23年度以降の調査の実施に当たって、2(2)の調査における実施状況をみながら、本省の事務に引き上げるのか、都道府県労働局単位での民間開放を行うのか、現行方式を維持するのかを平成21年度中に結論を得る。

(3) 国民生活基礎調査（指定統計調査）

調査方法の多様化（自計方式、郵送・オンライン調査の導入等）などの見直しを行うため、平成20年度に試験調査等を実施し、地方判断方式による民間開放を行うかどうかを含め、平成21年度中に結論を得る。

社会福祉施設等調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者数、従事者数の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的として、3年に1回は施設の設備・機能等を詳細に把握する精密調査を、中間の2年間は基礎的事項のみ把握する簡易調査を実施している。

2 調査の対象及び客体

全国の社会福祉施設等及び障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所を対象とし、その全数を客体とする。

社会福祉施設等：約6万8千施設

障害福祉サービス事業所：約2万8千事業所（うち本省直接郵送分は約2万5千）

3 調査の期日

毎年10月1日

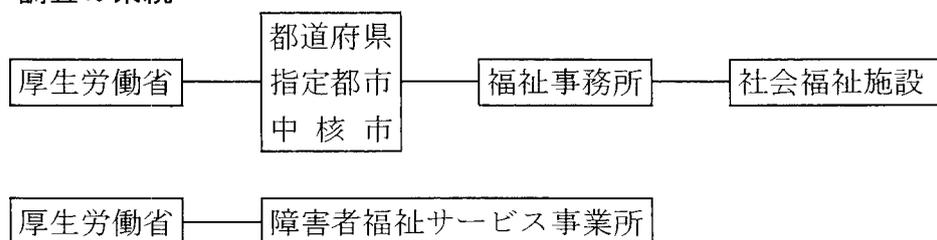
4 調査の事項

施設・事業所の種類、設置・経営主体、定員、利用者数、従事者数等

5 調査の方法

- (1) 施設票は、福祉事務所を通じて調査票を配付し、施設管理者が調査票に記入する。
- (2) 事業所票は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所へ直接郵送し、事業所管理者が調査票に記入する。ただし、施設に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付する。

6 調査の系統



7 予算額

65,543千円（平成18年度）

介護サービス施設・事業所調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の対象及び客体

全国の介護保険施設及び介護保険法による居宅サービス事業所等を対象とし、その全数を客体とする。

介護保険施設：約 1 万 3 千施設

居宅サービス事業所等：約 8 万 5 千事業所（うち本省直接郵送分は約 4 万）

3 調査の期日

毎年 10 月 1 日

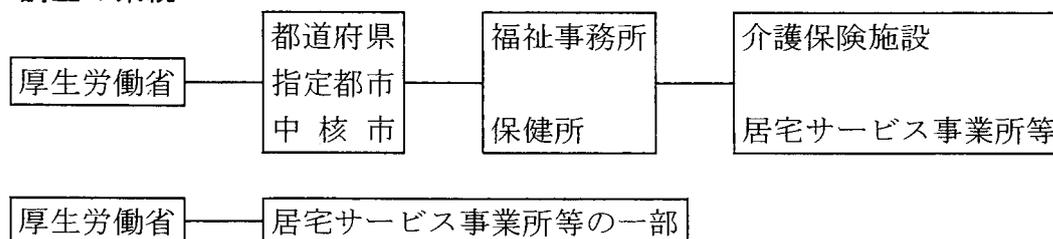
4 調査の事項

定員、利用者数、従事者数、経営主体、居室の状況等

5 調査の方法

施設票及び事業所票は、福祉事務所・保健所を通じて調査票を配付し、施設・事業所管理者が調査票に記入する。ただし、居宅サービス事業所等の一部については、厚生労働省から直接郵送し、事業所管理者が調査票に記入する。

6 調査の系統



7 予算額

73,182千円（平成18年度）

就労条件総合調査の概要

1 調査の目的

この調査は、我が国の企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象及び客体

本社の常用労働者が 30 人以上である会社（株式、有限、合名・合資、相互）組織の民営企業から産業、規模別に層化して無差別に抽出した約 5,300 企業を客体とする。

3 調査の期日

毎年 1 月 1 日

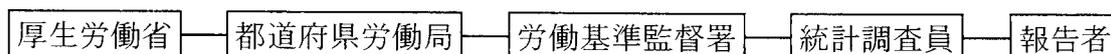
4 調査の事項

所定労働時間、週休制、年間休日総数、年次有給休暇、特別休暇制度、変形労働時間制、みなし労働時間制、賃金形態、業績評価制度、賃金制度の改定状況、福利厚生制度、定年制等に関する事項

5 調査の方法

調査票は、都道府県労働局、労働基準監督署、統計調査員を通じて配布し、企業の記入担当者が調査票に記入する。

6 調査の系統



7 予算額

34,078 千円（平成 18 年度）

公共サービス改革基本方針 別表（改定）（抄）

平成19年10月26日閣議決定

1. 統計調査関連業務

| 事項名 | 措置の内容等 | 担当府省等 |
|-----------------------------|--|-------|
| (1) 科学技術研究調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。 <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間</p> | 総務省 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術研究調査については、引き続き民間競争入札を実施することとし、平成19年度の事業の評価等を踏まえて、対象業務の範囲、複数年度契約等事業の内容等について、監理委員会と連携して所要の見直しを行った上で、平成20年4月から落札者による事業を実施する。 | |
| (2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。 | 総務省 |
| (3) その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始する予定のサービス産業動向調査（仮称）（承認統計調査）について、実査業務の民間開放を行うこととし、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成19年11月末までに結論を得る。 | 総務省 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間給与実態統計調査（指定統計調査）について、平成20年度に行う包括的な民間委託の検討を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。 | 財務省 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省所管のすべての指定統計調査について、地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成20年3月までに講じる。 | 文部科学省 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設等調査（承認統計調査）、介護サービス施設・事業所調査（承認統計調査）及び就労条件総合調査（承認統計調査）について、平成20年度から法の対象業務とすることとし、対象業務の範囲、契約期間等具体的検討を行う。 | 厚生労働省 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 牛乳乳製品統計調査（指定統計調査）及び生鮮食料品価格・販売動向調査（承認統計調査）について、平成20年度から法の対象業務とすることとし、対象業務の範囲、契約期間等具体的検討を行う。 | 農林水産省 |

| | | |
|--|--|--------------|
| <p>(3)その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査 (つづき)</p> | <p>○ 経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務 【入札等の実施予定時期】 平成19年12月目途に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成20年4月から平成21年3月までの1年間</p> | <p>経済産業省</p> |
| | <p>○ 鉄道車両等生産動態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う調査系統の見直し等を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。 宿泊旅行統計調査(承認統計調査)について、民間事業者による平成19年3月からの実施状況等を踏まえ、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携して民間開放についての検討を行う。</p> | <p>国土交通省</p> |
| <p>(4)(独)統計センター</p> | <p>○ (独)統計センターの実施している業務については、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証の結果を踏まえ、同業務を法の対象業務とすることについて監理委員会と連携して具体的検討を行い、本年中に結論を得る。</p> | <p>総務省</p> |

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の民間開放について(案)

【民間競争入札とする理由】

- 平成 19 年 6 月 7 日の第 3 回統計調査分科会に提出した「統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について」において、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査については、平成 20 年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象として実施するとともに、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げることも検討を行う、平成 21 年度は、検討結果を踏まえ、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施することとしている。

公共サービスの実施に関し、「民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点」から見直すこととする公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、これらの業務を民間に委託することにより、民間事業者の実施状況、コストを把握して、他の統計調査の民間開放の検討の参考とするためには、民間競争入札で行うことが適当と考えている。

【入札の対象範囲】

- 「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の民間事業者を活用する業務の範囲は、調査票の送付、調査票の回収・受付、督促、照会対応（以上については地方公共団体に委託する部分を除く）、調査対象名簿のマッチング等、個票審査、データ入力とする。（別紙参照）
- 統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、最終的な結果表の審査及び公表に係る業務（分析を含む。）、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

【入札等の実施予定時期】

- 平成 20 年 4 月日処に入札公告し、平成 20 年 7 月から落札者による事業を実施する予定。

【契約期間】

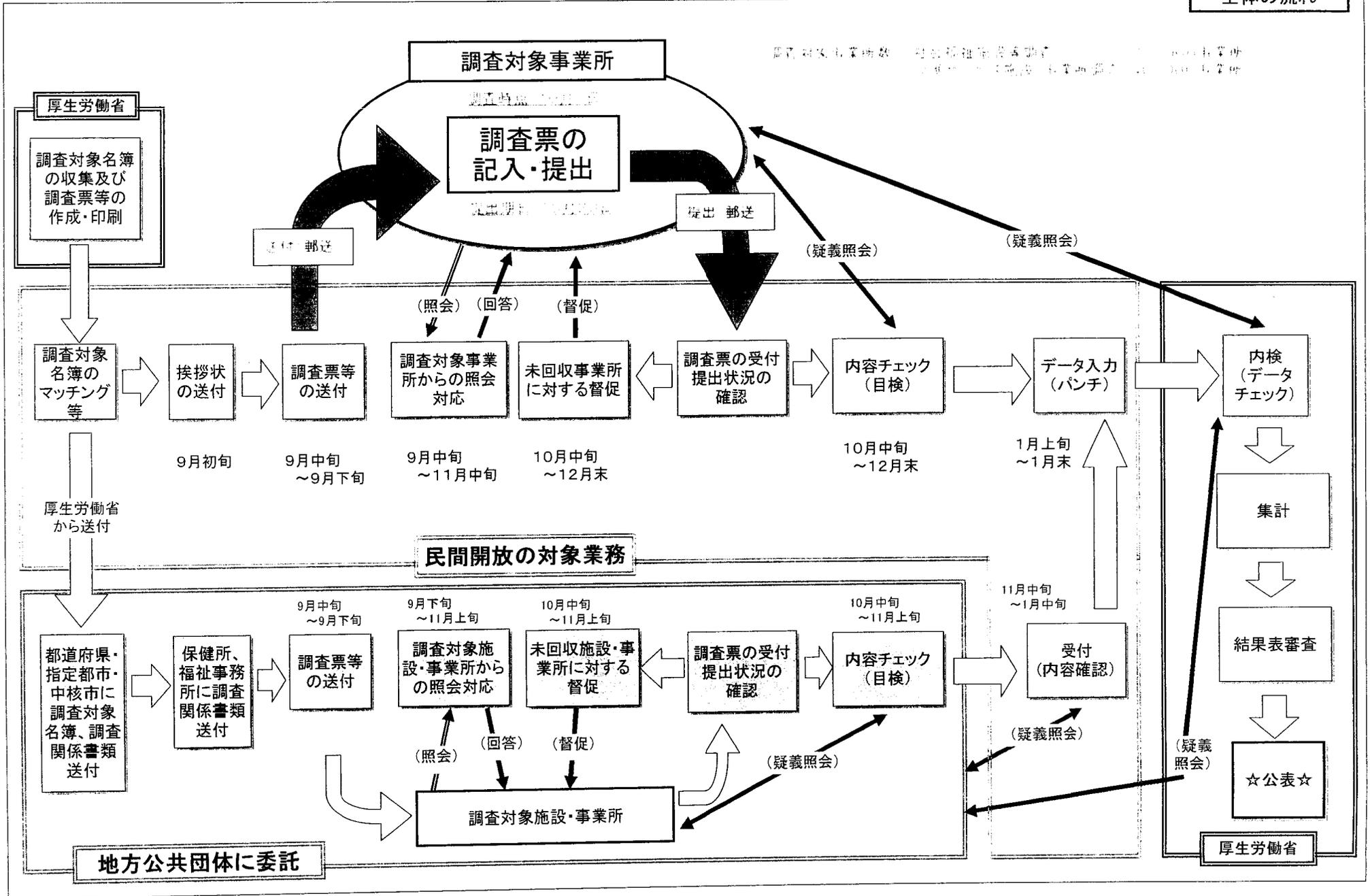
- 社会福祉施設等調査は、全国の社会福祉施設等を対象、また、介護サービス施設・事業所調査は、全国の介護サービス施設・事業所を対象として実施している承認統計調査である。両調査においては、平成 20 年度は国直轄調査分（厚生労働省からの郵

送分)のみを民間開放の対象としており、次年度以降、現在、地方公共団体で実施している部分の拡充を行う予定であること、また、大規模な統計調査について民間事業者の活用に生じる問題点を整理し、次年度以降にその反省点を踏まえて再検討する必要があることから、初年度の調査に関しては単年度契約とすることが妥当と判断している。

(なお、平成21年度調査については、平成20年度調査の実績が出ていない段階で契約期間を判断する必要があるので、複数年度契約とすることを含め、契約期間をどうするかについては来年の12月までに検討してまいりたい。)

一 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の流れ図(実施方法)(案) (平成20年度) 一

全体の流れ



社会福祉施設等調査の概要

調査の概要：全国の社会福祉施設等の数、在所者数、従事者数の状況等を把握するため、毎年行っている調査。3年に1回は施設の設備・機能等を詳細に把握する精密調査を、中間の2年は基礎的事項のみ把握する簡易調査を実施。

調査の期日：毎年10月1日

調査の事項：

- ① 法人名
- ② 施設・事業所の名称
- ③ 施設・事業所の所在地、郵便番号、電話番号
- ④ 施設の活動状況
- ⑤ 施設の設置主体・経営主体
- ⑥ 施設の定員及び在所者数
- ⑦ 施設の年齢階級別在所者数
- ⑧ 施設・事業所の職種別従事者数（常勤・非常勤）
- ⑨ 事業所の経営主体
- ⑩ 事業所における事業の状況（事業所名、事業開始年月、活動状況）
- ⑪ 事業所におけるサービスの提供状況（定員、介護保険法による指定の有無、営業日数、9月中の利用実人員・利用延人数）

調査対象：全国の社会福祉施設等、障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所

調査対象数：

社会福祉施設等 約 68,000 施設

障害福祉サービス事業所 約 28,000 事業所（うち本省直接郵送分は約 25,000 事業所）

調査の方法：

施設票は、福祉事務所を通じて調査票を配付し、施設管理者が調査票に記入する。

事業所票は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所へ直接郵送し、事業所管理者が調査票に記入する。

調査の実施経路：

厚生労働省 — 都道府県・指定都市・中核市 — 福祉事務所 — 社会福祉施設

厚生労働省 — 障害福祉サービス事業所

予算額：35,172千円（平成19年度）

介護サービス施設・事業所調査の概要

調査の概要：全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握するため、毎年行っている調査。

調査の期日：毎年10月1日

調査の事項：

- ① 法人名、施設名
- ② 施設の所在地、郵便番号、電話番号
- ③ 施設の開設主体・経営主体
- ④ 施設の定員・居室の状況
- ⑤ 施設の居住費の状況
- ⑥ 施設サービスの状況
- ⑦ 施設の食費の状況
- ⑧ 施設の職種別従事者数（常勤・非常勤）
- ⑨ 法人名、事業所名
- ⑩ 事業所の所在地、郵便番号、電話番号
- ⑪ 事業所における事業の状況（事業所名、事業開始年月、活動状況）
- ⑫ 事業所の経営主体
- ⑬ 事業所の区分・形態
- ⑭ 事業所におけるサービスの提供状況（定員、9月中の利用実人員、利用延人員）
- ⑮ 事業所におけるサービスの提供体制
- ⑯ 事業所の職種別従事者数

調査対象：全国の介護保険施設、介護保険法による居宅サービス事業所

調査対象数：

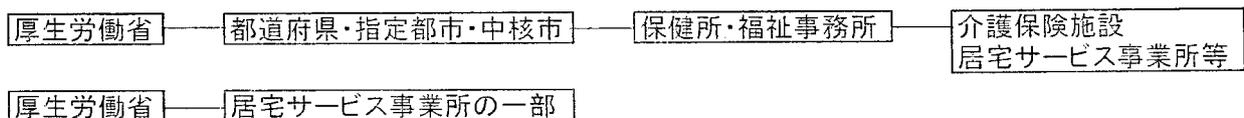
介護保険施設 約 13,000 施設

居宅サービス事業所 約 85,000 事業所（うち本省直接郵送分は約 40,000 事業所）

調査の方法：

施設票及び事業所票は、福祉事務所・保健所を通じて調査票を配付し、施設・事業所管理者が調査票に記入する。ただし、居宅サービス事業所等の一部については、厚生労働省から直接郵送し、事業所管理者が調査票に記入する。

調査の実施経路：



予算額：75,493千円（平成19年度）

就労条件総合調査の民間開放について（案）

【民間競争入札とする理由】

- 平成 19 年 6 月 7 日の第 3 回統計調査分科会に提出した「統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について」において、就労条件総合調査については、平成 20 年度から、都道府県労働局経由を本省の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施することとしている。

公共サービスの実施に関し、「民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点」から見直すこととする公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、これらの業務を民間に委託することにより、民間事業者の実施状況、コストを把握して、他の統計調査の民間開放の検討の参考とするためには、民間競争入札で行うことが適当と考えている。

【入札の対象範囲】

- 「就労条件総合調査」の民間事業者を活用する業務の範囲は、調査票等の印刷・送付、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力とする。（別紙参照）
- 統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、最終的な結果表の審査及び公表に係る業務（分析を含む。）、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

【入札等の実施予定時期】

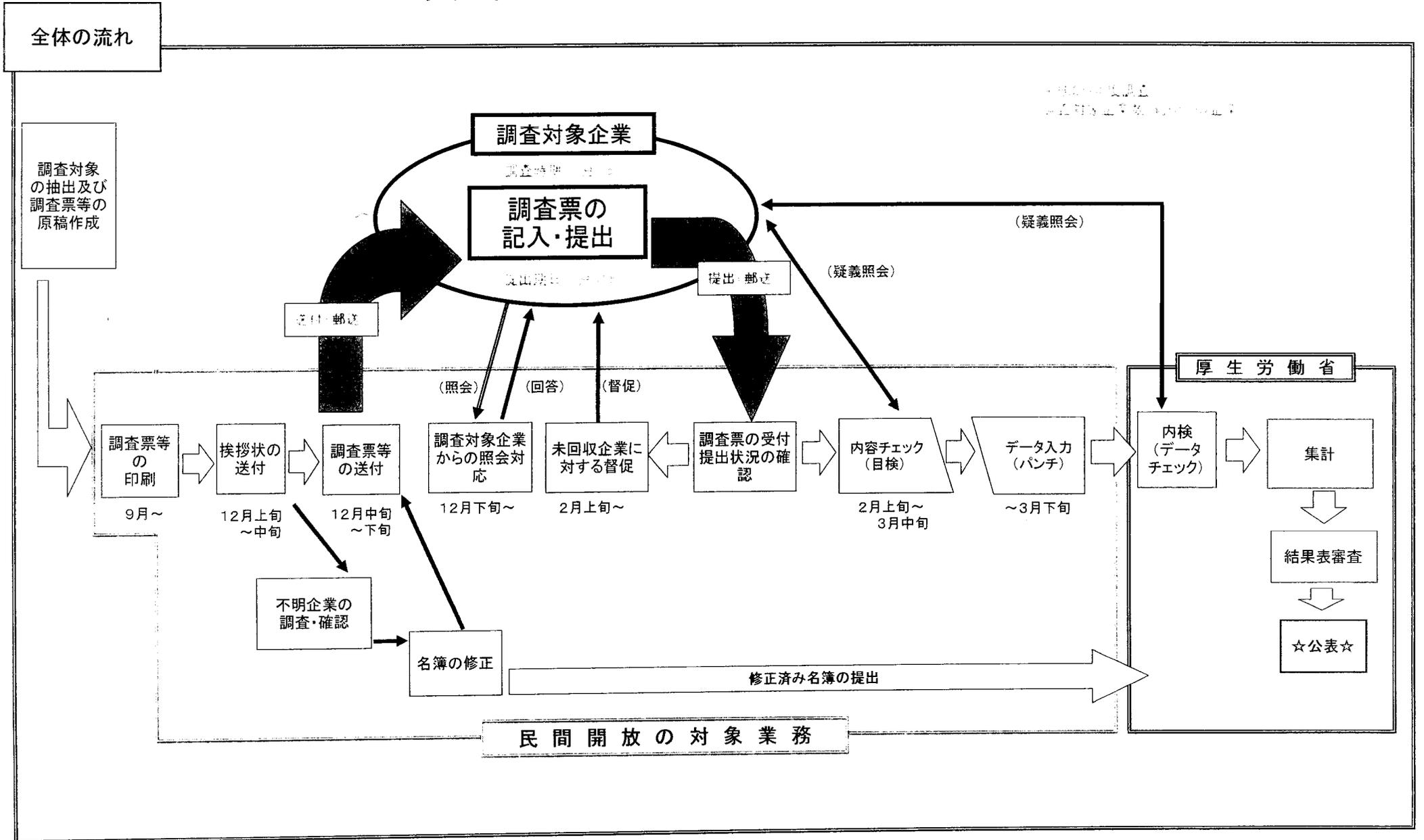
- 平成 20 年 5 月目処に入札公告し、平成 20 年 8 月から落札者による事業を実施する予定。

【契約期間】

- 本調査は承認統計調査で、毎年総務省の承認を得て行っており、指定統計とは異なり、その都度調査項目や設問に変更がある。よって、調査票の調査項目や設問数が、年によって大きく変わる（データ入力パンチ数の増減等）がある。また、21 年度調査においてオンライン調査手法の導入を検討しているということ、あわせて今回が厚生労働省にとって、はじめての市場化・民間開放であり、今回の委託状況等を鑑み、次年度、業務の委託範囲の拡大も考慮していることから、今回の調査に関しては、単年度契約とすることが妥当と判断している。

（なお、平成 21 年度調査については、平成 20 年度調査の実績が出ていない段階で契約期間を判断する必要があるため、複数年度契約とすることを含め、契約期間をどうするかについては来年の 12 月までに検討してまいりたい。）

一就労条件総合調査の流れ図(実施方法)(案)一



平成20年就労条件総合調査の概要

調査の概要

主要産業における企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し、我が国の民間企業における労働条件の現状を明らかにすることを目的として毎年行っている承認統計調査である。

なお、平成19年調査では、賃金制度、労働時間制度、福利厚生制度、定年制等について、平成18年調査では、賃金制度、労働時間制度、労働費用、派遣労働者関係費用、定年制等について、平成17年調査では、賃金制度、労働時間制度、職場外的生活設計、定年制等についてそれぞれ調査しており、調査年によって、調査項目に大幅な変更がある調査である。

調査の期日

平成20年1月1日現在

調査の事項

- (1) 企業の属性に関する事項
 - ア 企業の名称
 - イ 本社の所在地
 - ウ 企業の主な生産品の名称又は事業の内容
 - エ 企業の常用労働者数
 - オ 労働組合の有無
 - カ 企業にある業務
- (2) 労働時間制度に関する事項
 - ア 所定労働時間
 - イ 週休制
 - ウ 年間休日総数
 - エ 年次有給休暇
 - オ 変形労働時間制
 - カ みなし労働時間制
- (3) 定年制等に関する事項
 - ア 定年制
 - イ 定年後の措置
 - ウ 65歳以上の人が働くことができる仕組み
- (4) 退職給付（一時金・年金）制度に関する事項
 - ア 退職給付（一時金・年金）制度の有無、支払準備形態
 - イ 退職一時金制度の運営
 - ウ 退職給付（一時金・年金）制度の見直し
- (5) 退職給付（一時金・年金）支給実態に関する事項
 - ア 退職者数

イ 労働者個人別退職給付の支給実態

調査対象

日本標準産業分類に基づく13大産業〔鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）〕に属する常用労働者が30人以上の民営企業から、産業、企業規模別に抽出した企業

調査対象企業数

約6,000企業

調査方法

郵送調査

調査系統

厚生労働省—報告者

報告者—都道府県労働局・労働基準監督署—厚生労働省

予算額：24,808千円（平成19年度）

検討会における検討スケジュールについて

【平成 19 年】

第 1 回 11 月 16 日 検討の進め方、スケジュール等について議論

【平成 20 年】

第 2 回 1 月上旬～中旬 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査実施要項検討①

第 3 回 1 月下旬 就労条件総合調査実施要項審議①（社会福祉施設等調査及び
～ 2 月上旬 介護サービス施設・事業所調査実施要項検討②（予備日）

第 4 回 2 月中旬～下旬 就労条件総合調査実施要項検討②（予備日）

※ 6 月～7 月 実施要項にしたがい、総合評価落札方式に基づく、業者選定。
（社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査は 6 月頃、
就労条件総合調査は 7 月頃を予定）

第 5 回 12 月頃 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所事後評価検討①
及び実施要項検討①

【平成 21 年】

第 6 回 1 月頃 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所事後評価検討②
及び実施要項検討②

第 7 回 2 月頃 就労条件総合調査事後評価検討①及び実施要項検討①

第 8 回 3 月頃 就労条件総合調査事後評価検討②及び実施要項検討②

平成 19 年 1 月 30 日

科学技術研究調査における民間競争入札実施要項

1 科学技術研究調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 科学技術研究調査の概要等

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、「企業等」、「非営利団体・公的機関」及び「大学等」に対し、毎年 3 月 31 日現在で把握している。

なお、従来、調査は国（総務省統計局）から調査客体に対して、直接、調査票を郵送し、記入された調査票を郵送又はインターネットにより回収する方法で実施してきている。

ア 調査の対象

調査の対象は、「企業等」、「非営利団体・公的機関」及び「大学等」である。

・企業等（標本調査）

資本金 1000 万円以上の会社並びに特殊法人等及び独立行政法人（非営利団体・公的機関及び大学等に含まれるものを除く。）

・非営利団体・公的機関（全数調査）

人文・社会科学、自然科学等に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的とする国・公営の研究機関、特殊法人等、独立行政法人（大学等に含まれるものを除く。）及び営利を目的としない民間の法人

・大学等（全数調査）

大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学附置研究施設並びに大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

イ 調査の規模

調査の規模は、約 18,000 客体（内訳 企業等：約 14,000、非営利団体・公的機関：約 1,000、大学等：約 3,000）

ウ 調査時期

調査日の属する年の 5 月 16 日から 7 月 15 日までの間において行う。

エ 調査事項

企業等、非営利団体・公的機関及び大学等の別に、それぞれ「調査票甲」、「調査票乙」及び「調査票丙」を用い、以下の事項について調査する。

なお、「調査票甲」は 2 種類あり、企業等のうち資本金 1 億円以上の会社並びに特殊法人等及び独立行政法人を「調査票甲（企業等 A）」、資本金 1 億円未満の会社を「調査票甲（企業等 B）」で調査する。

(7) 調査票甲（企業等 A）

1 名称

- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 記入者
- 5 企業等の現況
- 6 従業者総数
- 7 資本金
- 8 総売上高
- 9 営業利益高
- 10 国際技術交流の有無
- 11 技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額
- 12 研究実施の有無
- 13 研究関係従業者数（研究者、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者、研究者のうち博士号取得者の別）
- 14 採用・転入（新規採用者、転入者の別）、転出研究者数
- 15 研究者の専門別内訳（19区分）
- 16 社内で使用した研究費（人件費、原材料費、有形固定資産の購入費、リース料、その他の経費、有形固定資産の減価償却費の別）
- 17 性格別研究費（基礎、応用、開発の別）
- 18 製品・サービス分野別研究費（31区分）
- 19 特定目的別研究費（ライフサイエンス分野、情報通信分野、環境分野、物質・材料分野、ナノテクノロジー分野、エネルギー分野、宇宙開発分野、海洋開発分野の別）
- 20 社外から受け入れた研究費（国・地方公共団体、特殊法人・独立行政法人、会社、私立大学、非営利団体、外国の別）
- 21 社外へ支出した研究費（国・地方公共団体、特殊法人・独立行政法人、会社、私立大学、非営利団体、外国の別）

(イ) 調査票甲（企業等B）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 記入者
- 5 企業等の現況
- 6 従業者総数
- 7 資本金
- 8 総売上高
- 9 営業利益高
- 10 国際技術交流の有無
- 11 技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額
- 12 研究実施の有無
- 13 研究関係従業者数（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 14 採用・転入（新規採用者、転入者の別）、転出研究者数

- 15 研究者の専門別内訳（19区分）
- 16 社内で使用した研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 17 性格別研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 18 社外から受け入れた研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 19 社外へ支出した研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）

(ウ) 調査票乙（非営利団体・公的機関）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 記入者
- 5 研究実施の有無
- 6 従業者総数
- 7 支出総額
- 8 主な事業及び研究の内容
- 9 支所又は分場の名称及び所在地
- 10 研究内容の学問別区分（11区分）
- 11 研究関係従業者数（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 12 採用・転入（新規採用者、転入者の別）、転出研究者数
- 13 研究者の専門別内訳（24区分）
- 14 内部で使用した研究費（人件費、原材料費、有形固定資産の購入費、リース料、その他の経費の別）
- 15 性格別研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 16 特定目的別研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 17 外部から受け入れた研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 18 外部へ支出した研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）

(エ) 調査票丙（大学等）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 記入者
- 5 大学等の種類（大学の学部、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関、その他の別）
- 6 分校・分場の名称及び所在地
- 7 研究内容の学問別区分（12区分）
- 8 従業者数（研究関係従業者数（「調査票甲」の研究者を、本務者（教員、大学院博士課程の在籍者、医局員・その他の研究員）及び兼務者に分けた。）、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者、研究以外の業務に従事する従業者、本務者のうち博士号取得者の別）
- 9 採用・転入（新規採用者、転入者の別）、転出研究者数

- 10 研究本務者の専門別内訳（42 区分）
- 11 支出総額
- 12 内部で使用した研究費（区分は「調査票乙」と同じ。）
- 13 性格別研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 14 特定目的別研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 15 外部から受け入れた研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）
- 16 外部へ支出した研究費（区分は「調査票甲（企業等A）」と同じ。）

(2) 科学技術研究調査に係る委託業務の内容

委託業務は、科学技術研究調査における調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務である。

ア 業務期間

平成 19 年 5 月 14 日から平成 19 年 10 月 12 日までとする。

イ 業務内容

国から調査票等調査関係書類（民間委託を明記した依頼文書を含む。）一式（以下「調査票等一式」という。）の入った封筒（封緘済み、あて名印字済み）を受け取り、郵便等により送付する。

調査客体から、電話、FAX、手紙又は電子メールにより科学技術研究調査に関する照会（調査票の記入に対する疑義、インターネット提出に係る操作方法、調査に対する苦情等）があった場合に、対応（回答）する。なお、照会対応業務に必要な調査票等一式及び頻繁にある質問等を示した「照会事例集（仮称）」は国から入札説明会時に提示する。

国から事前に提供される全調査客体のリストと毎週 1 回提供される調査票提出者のリストを整理し、常時、提出状況を把握しておき、随時、調査客体に対して、電話、はがき等によって調査票提出の督促を行う。なお、9 月中旬以降には、標本設計（結果集計に必要な資本金階級別企業等）の観点から、督促が必要な調査客体を国から指定する場合がある。

ウ 業務に伴う作成書類

(7) 調査客体からの照会については、所定の様式（別紙 1）に記載し、毎週 1 回、国に電子メールで報告する。督促時にあった照会についても同様とする。

(i) 督促を行った調査客体のリストを、毎週 1 回、国に電子メールで提出する。

(3) 業務委託に関する留意事項

ア 民間事業者は、上記(2)で示した業務（以下「本業務」という。）を実施するために、電話設備環境、FAX 環境、インターネット環境等の必要な設備とそのための場所を用意する。

イ 民間事業者は、「科学技術研究調査お問い合わせセンター（仮称）」という名称を用いて、本業務を実施する。なお、この名称及び国の委託事業である旨は、国が依頼文書に明記する。

ウ 民間事業者は、本業務の適切な実施を確保するために、国との連絡・調整を行う担当者を

設置することとする。担当者は、業務履行時間内においては、速やかに国と連絡・調整が取れる状態を保つこととする。

なお、国との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 民間事業者は、調査票の再送付依頼があった場合及び調査事項の質問に回答できない場合は、速やかに国に連絡するものとする。

オ 国は、民間事業者から調査票等一式の再送付の申し出が合った場合には、応じることとする。

カ 国は、民間事業者による業務終了後、7(1)アに示す民間事業者からの報告等により、適正な実施がなされたことを確認し、契約金額を支払う。

(4) 業務に当たり確保されるべき質

ア 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合に、国が提供する照会事例集に沿って対応すること。

イ 一連の業務（督促業務等）を通じ、以下の回収率を達成すること。ここで、回収率とは、提出された調査票（白紙を除く。）数を調査客体数で除した値を言う。

(ア) 督促回収率

6月末日を基準日とし、同日から業務期間終了後の10月15日までの回収数を、基準日時点の調査票未提出者数で除して、「督促回収率」を算出する。

「督促回収率」の目標とする水準は、大学等、非営利団体・公的機関、企業等の各カテゴリーとも100%とする。なお、各カテゴリーについて、17年度の実績値である以下の数値を下回った場合、民間事業者は、業務期間終了後の事業報告書（後述）において、実績値を下回った原因について分析し、報告する。ただし、(ウ)の全体の回収率が実績値を上回った場合は、この分析・報告は必要としない。

| | |
|-------------|------------|
| ・大学等 | 100%（全て回収） |
| ・非営利団体・公的機関 | 99% |
| ・企業等 | 70% |

(イ) 基準日（6月末日）時点の回収率

民間事業者は、基準日以前にも、調査客体に対し、調査票の提出に関する注意喚起を電話やはがき等によって行うことができる。こうした効果を測定するために基準日時点の回収率も算出する。基準日時点の回収率に関して目標とする水準は、17年度の実績値を元に、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|-----|
| ・大学等 | 13% |
| ・非営利団体・公的機関 | 33% |
| ・企業等 | 30% |

(ウ) 全体の回収率

今回の業務期間全体にかかる回収率も算出する。全体の回収率に関して目標とする水準は、大学等、非営利団体・公的機関、企業等の各カテゴリーとも100%とする。

2 科学技術研究調査の契約期間

契約期間は、平成19年4月（契約締結後）から平成19年12月10日までとする。

3 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり業務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

4 民間競争入札に参加する者の募集

- (1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

| | |
|-----------------|--------------|
| ア 入札公告 | 平成19年1月下旬頃 |
| イ 入札説明会 | 平成19年2月上旬頃 |
| ウ 入札説明会終了後の質問期限 | 平成19年2月中旬頃 |
| エ 入札書類提出期限 | 平成19年2月下旬頃 |
| オ 入札書類の評価 | 平成19年3月下旬頃 |
| カ 開札 | 平成19年4月上旬頃 |
| キ 契約の締結 | 平成19年4月上旬頃 |
| ク 業務の引継ぎ | 平成19年4月上旬頃から |
- (2) 入札実施手続
 - ア 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）を提出することとする。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

イ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、5で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (ア) 要員体制
- (イ) 設備・環境
- (ウ) 教育（研修）
- (エ) 照会対応業務
- (オ) 督促業務
- (カ) セキュリティ対策

5 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価においては、外部有識者等（評価者）による審査も行うこととする。

(1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目）、また、効果的なものであるか（加点項目）について行うものとする。

ア 必須項目審査

国は、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の(ア)から(カ)の必須項目（最低限の要求要件）を満たしていることを確認する。全て満たす場合は合格とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

(ア) 要員体制

本業務の運営にあたっては、業務担当者及びこれを総括する責任者を設置すること。

- ① 責任者は、業務担当者を総括し、業務の質を適正に保つこと並びに設備の管理及び業務の監督を行う。また、1（3）ウに記載した国との連絡・調整を行う者となる。
- ② 業務担当者は、調査票等に対する照会に対し、迅速かつ的確な対応を行う。また、調査票を提出していない調査客体に対し、調査票が届いていないことを伝え、調査票提出の督促を行う。

(イ) 設備・環境

本業務に必要な場所及び設備等を用意すること。国から場所及び設備等を提供することはない。

- ① 業務を実施する場所を明示すること。
- ② 電話設備環境（番号を含む。）、FAX 環境（番号を含む。）、インターネット環境（メールアドレスを含む。）等、業務に必要な設備はすべて用意すること。

(ウ) 教育（研修）

業務担当者等に対する教育（研修）のプログラム概要が、次の２点を含む内容であること。

- ① 科学技術研究調査の概要及び調査事項等の対応について
- ② 企業の秘密の保護に関する各種規定や統計法（昭和 22 年法律第 18 号）等について

(エ) 照会対応業務

照会の受付時間が、平日の 9 時から 18 時までを含むこと。

(オ) 督促業務

業務期間内において、調査客体に対し、繰り返し調査票提出の督促を行うこと。

(カ) セキュリティ対策

本業務を行う場所において入退室管理を行うこと。また、使用する PC 等の情報機器に情報漏えい防止対策を講ずること。

イ 加点項目審査

上記アで合格となった入札参加者に対して、次の(ア)から(ク)の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には入札参加者の企画提案を相対評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表の審査基準により 0 点から 3 点を付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点の算術平均に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

表 審査基準（相対評価項目）

| 評価 | 評価内容 | 得点 |
|----|------------------|----|
| A | 非常に優れている | 3 |
| B | 優れている | 2 |
| C | 標準的・普通 | 1 |
| D | 記載なし、又は効果が期待できない | 0 |

(ア) 要員体制

- 実務経験豊富な業務担当者及び責任者であるか。[加重 2]
- 統計調査に精通した責任者であるか。国が実施する統計調査の経験があれば一層よい。
[加重 2]
- 不測の事態に備え、人員補助体制があるか。[加重 1]

(イ) 設備・環境

- 電話設備が十分であり、様々な機能を有するか。[加重 2]
 - ・ 電話及び F A X の回線数は十分か。
 - ・ 混雑や受付時間外等により対応できない着信に対して、予め録音した音声ガイダンス

を流す機能を有するか。

- ・業務担当者の応対を責任者がリアルタイムにモニターできる機能を有するか。
- ・通話内容の録音、平均応答時間の測定等の機能を有するか。また、それらを報告できるか。 等

(ウ) 教育（研修）

- 業務担当者等に対する教育（研修）の計画に工夫がみられるか。[加重2]
 - ・研修方法が効果的なものか。
 - ・十分な研修時間を取るか。 等

(エ) 照会対応業務

- 照会対応の運営（業務担当者の配置人数、受付時間等）に効果的な工夫がみられるか。[加重3]
 - ・迅速かつ適切な対応を可能とする方法が具体的に示されているか。[加重3]
 - ・頻繁にある質問等の整理方法が効率的なものか。
 - ・内部モニタリングを行うか。 等

(オ) 督促業務

- 提案される督促方法（手法、スケジュール等）に回収率を向上させる工夫がみられるか。[加重3]
- トークスクリプト（対話台本）等が適切なものであり、適切な督促の実施方法が具体的に示されているか[加重3]
 - ・簡潔に要点を伝えるものか。
 - ・調査票の早期提出につながる表現があるか。
 - ・調査票の記入状況をよりよくするための方策があるか。
 - ・内部モニタリングを行うか。 等

(カ) セキュリティ対策

- 効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。[加重3]
 - ・データの持ち出し及び持ち込み、並びに目的外のデータの閲覧を禁止する方法が具体的に示されているか。 等

(キ) 受託実績・資格

- 過去に同様の業務を受託しており、安定した運営が見込めるか。[加重2]
- 実施組織・部門がプライバシーマーク制度や ISO9001（製品・サービスの品質保証のための国際規格）の認証を受けているか。[絶対評価]
 - ・どちらもなければ0点、どちらか一方があれば3点、両方あれば6点。

(ク) その他

- 上記(ア)から(キ)にはない、創造性・新規性等のある効率的・効果的な実施方法が提案されているか。[加重3]

ウ 上記ア及びイの各評価項目の配点、基準等については別紙2「評価表」による。

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

ア 選考方式

(1) アで合格となり、かつ予決令第79条に基づいて作成された予定価格の範囲内である入札参加者に対して、入札価格及び上記(1)イで説明した加点項目に基づく質の評価を総合的に判断する総合評価落札方式(加算方式)を採用する。

イ 評価方法

(ア) 評価表に基づく評価点(技術点)を算出する。

(イ) 入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値(価格点)を計算する。

(ウ) これら2つの合計点(総合評価値)の最も高い者を落札者とする。

<具体的な算出方法>

○ 技術点

・評価表に基づく評価点(その他を除く)【配分84点】… a

・評価表の「その他(創造性・新規性等)」の評価点(19番)【配分9点】… b

○ 価格点

・入札価格の得点配分【配分84点=その他を除く評価表に基づく評価点の配分】

× [1 - (入札価格/予定価格)] … c

⇒ 総合評価値 = 技術点 + 価格点 = (a+b) + c

ウ その他

(ア) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計が最も高い1者を落札者として決定することがある。

(イ) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない国の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

(ウ) 国は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

6 科学技術研究調査における従来の実施状況に関する情報の開示

科学技術研究調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙3のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

7 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 民間事業者は、次の(ア)から(エ)について、国に報告するとともに、必要に応じて国から求められた場合にも同様に報告することとする。

- (ア) 照会内容（毎週1回） … 1(2)ウ(ア)
- (イ) 督促を行った調査客体のリスト（毎週1回） … 1(2)ウ(イ)
- (ウ) 勤務体制表
毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表
- (エ) 事業報告書（業務期間終了後、12月10日までに提出）

イ 国は、民間事業者から報告を受けたアの実施結果について取りまとめの上、遅くとも19年度末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査について

国は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のアからウによるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話（適宜）

国から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけることにより、適切な照会対応をしているかどうかを詳細に調べる。

イ 調査客体への電話（適宜）

民間事業者が督促を行った調査客体の中で、調査票に不備（白紙等）があった者に対し、事後的に国から電話する。そこで、督促において調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうかを調べる。

ウ 従来の実施状況との比較（少なくとも毎月1回以上）

回収率について、実績値と比較することで進捗状況を確認する。

(3) 指示について

国は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、国に対して助言、協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(4) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(4) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「総務省統計局」や「科学技術研究調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が科学技術研究調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、平成24年度まで（5年間）保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 権利義務の帰属

- (7) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

- (7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (4) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- (7) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で国の承認を受けなければならない。
- (5) 民間事業者は、上記(4)又は(7)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (7) 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止及び権利義務の帰属等については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

コ 委託内容の変更

民間事業者及び国は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (7) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

- (イ) 法第 14 条第 2 項第 3 号又は第 15 条において準用する第 10 条（第 11 号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- (ロ) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- (エ) 上記(ロ)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- (オ) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- (キ) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- (ク) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国とが協議するものとする。

8 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 民間事業者は、当該第三者に対する賠償の責めに任じなければならない。

イ 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

ウ 国が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、民間事業者は、国に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を履行できないときは、遅延賠償金として遅延日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する金額を国の指定する期間内に納付しなければならない。また、7(5)サの規定により、国が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を国に納付しなければならない。

9 実績評価

- (1) 実施状況に関する調査の時期

科学技術研究調査の実施状況については、業務終了時点における状況を調査するものとする。

- (2) 調査の実施方法

国は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、民間事業者の実施状況を調査する。回収率や照会件数を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。また、調査客体への事後調査や照会の回答内容を調べることで、業務が適切に実施されたかを定性的に確認する。

- (3) 調査項目

ア 回収率・照会件数

イ 調査客体への事後調査・対応状況等

ウ 実施経費（実際に本業務に要した経費）

質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。

- (4) 国は、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

- (5) 国は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

10 その他実施に関し必要な事項

- (1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

- (2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法その他関係法令を遵守するものとする。

特に、統計法は第14条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

- (3) 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。
- ア 7(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 7(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- イ 正当な理由なく、7(3)による指示に違反した者
- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。
- (6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告
- 国は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。
- (7) 国の監督体制
- ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- イ 本業務の実施状況に係る監督は、7(2)により行うこととする。

照会内容報告様式

| 月日 | 科学コード | 照会者 | 項目番号 | 照会内容 | 分類 | 回答内容 | 備考(電話以外での照会等) |
|------|---------|----------|------|-------------|----|----------|---------------|
| □月■日 | 00xxxxx | 〇〇大学△△学部 | 522 | 非常勤講師は研究者か。 | 3 | 研究者としない。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

○ 照会内容の分類について

- ・除外(廃業/合併/拒否等) 1
- ・新設(大学附属施設の新設など) 2
- ・調査内容・項目について 3
- ・インターネット回答システムの操作方法 4
- ・変更(住所/名称等) 5
- ・調査票遅延 6
- ・再送依頼 7
- ・その他 8

評価表

| 評価項目 | 番号 | 評価基準 | 評価の観点 | 必須 | 加点 (加重) | 備考 |
|------------|----|--|------------|----|-------------|---|
| 要員体制 | 1 | 業務担当者及びこれを総括する責任者を設置しているか。 | 基本的な組織体制 | 合否 | — | ・責任者は連絡・調整役も兼務 |
| | 2 | 実務経験豊富な業務担当者及び責任者であるか。 | 実務経験 | — | 6 (2) | ・責任者に指導的な立場での実務経験があるか。 ・業務担当者に照会対応や督促業務の経験があるか。 |
| | 3 | 統計調査に精通した責任者であるか。 | 統計調査の知識 | — | 6 (2) | ・統計調査の経験があるか。 |
| | 4 | 人員補助体制があるか。 | 人員体制 | — | 3 (1) | ・責任者及び業務担当者の代替要員がいるか。 |
| 設備・環境 | 5 | 業務に必要な場所及び設備等を用意しているか。 | 基本的な設備環境 | 合否 | — | ・場所の明示 ・電話、FAX、インターネット環境 |
| | 6 | 電話設備が十分であり、様々な機能を有しているか。 | 電話設備環境 | — | 6 (2) | ・回線数 ・対応できない着信へのメッセージ ・責任者が業務担当者をリアルタイムにモニターできるか。 ・録音機能、平均応答時間の測定等。さらに、それらが報告できるか。 |
| 教育 (研修) | 7 | 教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか。 | 研修のプログラム | 合否 | — | ・科学技術研究調査について ・秘密の保護等について |
| | 8 | 教育(研修)の計画に工夫がみられるか。 | 研修計画 | — | 6 (2) | ・方法、研修時間 ・過去の研修教材 |
| 照会対応 業務 | 9 | 照会の受付時間が要件を満たすか。 | 照会対応の受付時間 | 合否 | — | ・9時から18時までの時間を含むか。 |
| | 10 | 照会対応の運営に工夫がみられるか。 | 照会対応の運営 | — | 9 (3) | ・配置人数 ・受付時間が長い。 |
| | 11 | 迅速かつ適切な対応を可能とする方法が具体的に示されているか。 | 照会対応の質 | — | 9 (3) | ・頻繁にある質問等の整理方法が効率的なものか。 ・内部モニタリングを行うか。 |
| 督促業務 | 12 | 督促を繰り返し行うか。 | 督促の基本的な手法 | 合否 | — | |
| | 13 | 提案される督促方法に回収率を向上させる工夫がみられるか。 | 督促の運営 | — | 9 (3) | ・電話やはがき等をどのように用いるか。 ・スケジュール |
| | 14 | トークスクリプト(対話台本)等が適切であり、適切な督促の実施方法が具体的に示されているか。 | 督促の質 | — | 9 (3) | ・簡潔に要点を伝えるものか。 ・早期提出を促すものか。 ・調査票の記入状況をよりよくするための方策があるか。 ・内部モニタリングを行うか。 |
| セキュリティ対策 | 15 | 入退室者の管理を行うか。さらに、使用するPC等の情報機器に情報漏えい防止対策が講じられているか。 | 基本的なセキュリティ | 合否 | — | |
| | 16 | 効果的かつ実現可能な対策が具体的に示されているか。 | 万全なセキュリティ | — | 9 (3) | ・データの持ち出し及び持ち込み、並びに目的外のデータの閲覧を禁止する方法が具体的に示されているか。 |
| 受託実績・資格 | 17 | 過去に同様の業務を受託しているか。 | 受託実績 | — | 6 (2) | ・業務内容(詳細、規模等)、委託者、期間 |
| | 18 | プライバシーマーク又はISO9001の認証を受けているか。(注) | 資格 | — | 6 (絶対評価) | ・どちらもなし・・・0点 ・一方のみあり・・・3点 ・両方あり・・・6点 |
| その他 | 19 | 創造性・新規性等のある効率的・効果的な実施方法が提案されているか。 | 創造性・新規性 | — | 9 (3) | |
| 合計 | | | | | 93 | |

(注)この項目では絶対評価を行う。

従来の実施状況に関する情報の開示

| 1 従来の実施に要した経費 | | (単位：千円) | | |
|---|--------|---------|--------|--------|
| | | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
| 科学技術研究調査に係る経費 | | | | |
| 人件費 | 常勤職員 | 7,098 | 7,091 | 7,098 |
| | 非常勤職員 | 0 | 0 | 0 |
| 物件費 | | 7,752 | 8,363 | 8,150 |
| 計(a) | | 14,850 | 15,454 | 15,248 |
| 参考値 | 減価償却費 | 61 | 61 | 61 |
| | 退職給付費用 | 385 | 385 | 385 |
| (b) | 間接部門費 | 1,291 | 1,272 | 1,291 |
| (a) + (b) | | 16,587 | 17,172 | 16,985 |
| (注記事項) | | | | |
| 1. 業務の実施期間は、5月中旬～10月中旬の約5か月である。 | | | | |
| 2. 人件費 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与、法定福利費、賞与 ・ 当該委託業務に直接従事した者の人件費 | | | | |
| 3. 物件費の内容 | | | | |
| <p>通信運搬費(電話代、郵送料)、印刷製本費(はがき)、光熱費、新聞図書費、消耗品費、リース物品の賃料</p> <p>このうち、5月に実施する調査票の送付に係る郵送料は、平成15年度 5,364千円、16年度 5,954千円、17年度 5,583千円である。</p> | | | | |
| 4. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、算定方法は以下のとおり。 | | | | |
| ①減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの) | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額法により算出 ・ (備品関係) : FAX、コピー機、机、椅子、書庫、ロッカー ・ (建物関係) : 建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している係が占有している面積分を算出 | | | | |
| ②退職給付費用 | | | | |
| <p>総務省全体の退職給付費用を当該省内総職員数で除した数に本業務に従事した常勤職員数(2 従来の実施に要した人員の1,016人)を乗ずることにより算出。</p> | | | | |
| ③間接部門費 | | | | |
| <p>統計局総務課及び統計情報システム課の執行部門に係る人件費、物件費、委託費等の金額を職員数に応じて比例配分した。</p> | | | | |

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

| | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 科学技術研究調査に係る業務 | | | |
| 常勤職員 | 1.016 | 1.016 | 1.016 |
| 非常勤職員 | 0 | 0 | 0 |

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 科学技術研究調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- 調査客体からの照会（電話、FAX、インターネット等）

5月中旬に調査票を郵送していることから、5月中旬～6月末までの照会件数(約700件)。

その後、はがき督促、電話督促後に集中するほか、随時、調査客体からの照会がある。

(最終件数 約1700件)

(注記事項)

1. 科学技術研究調査は、常勤職員4人の体制で5月中旬から10月上旬にかけて実施している。なお、実施期間が1年未満であり、従事する職員は委託対象外の業務にも従事しているため、人員数は、1人の職員が1年間対象業務に従事した場合を1人として算定した数値を記載している。

職員Aの従事日数 38日÷252日=0.1508人

職員Bの従事日数 64日÷252日=0.2540人

職員Cの従事日数 77日÷252日=0.3056人

職員Dの従事日数 77日÷252日=0.3056人

合計:1.016人

3 従来の実施に要した施設及び設備

- 電話(5台)、FAX、コピー機、パソコン、プリンター、サーバー、LAN
- 総務省第二庁舎の一角(約10平方メートル)を使用している。

(注記事項)

1. 事業を実施する際に必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。
2. 「1. 従来の実施に要した経費」において、上記施設及び設備を以下の項目に含めて計上している。
 - ・ 物件費(リース物品の賃料)…電話、パソコン、プリンター、サーバー、LAN
 - ・ 減価償却費…FAX、コピー機、机、椅子、書庫、ロッカー、建物

4 従来の実施における目的の達成の程度

| | 平成15年度 | | 平成16年度 | | 平成17年度 | |
|----------------------------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 目標・計画 | 実績 | 目標・計画 | 実績 | 目標・計画 | 実績 |
| (7) 督促回収率 | | | | | | |
| 大学等 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 非営利団体・公的機関 | 100% | 99% | 100% | 99% | 100% | 99% |
| 企業等 | 100% | 74% | 100% | 73% | 100% | 70% |
| 計 | 100% | 82% | 100% | 81% | 100% | 78% |
| (イ) 基準日(6月末日)時点の回収率 | | | | | | |
| 大学等 | — | 12% | — | 13% | — | 13% |
| 非営利団体・公的機関 | — | 31% | — | 30% | — | 33% |
| 企業等 | — | 30% | — | 34% | — | 30% |
| 計 | — | 27% | — | 30% | — | 27% |
| (ウ) 全体の回収率 | | | | | | |
| 大学等 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 非営利団体・公的機関 | 100% | 99% | 100% | 99% | 100% | 99% |
| 企業等 | 100% | 82% | 100% | 82% | 100% | 79% |
| 計 | 100% | 87% | 100% | 87% | 100% | 84% |

(注記事項)

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

別添のとおり

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

- 調査客体からの疑義照会に対しては、調査事項の記入内容についての質問が多いので正確に回答する。
- 督促業務については、督促を行うことにより、調査票の回収率が大幅に増加するので、適切に遂行すること。
なお、電話督促においては、調査客体に対して、誠意を持って対応すること。

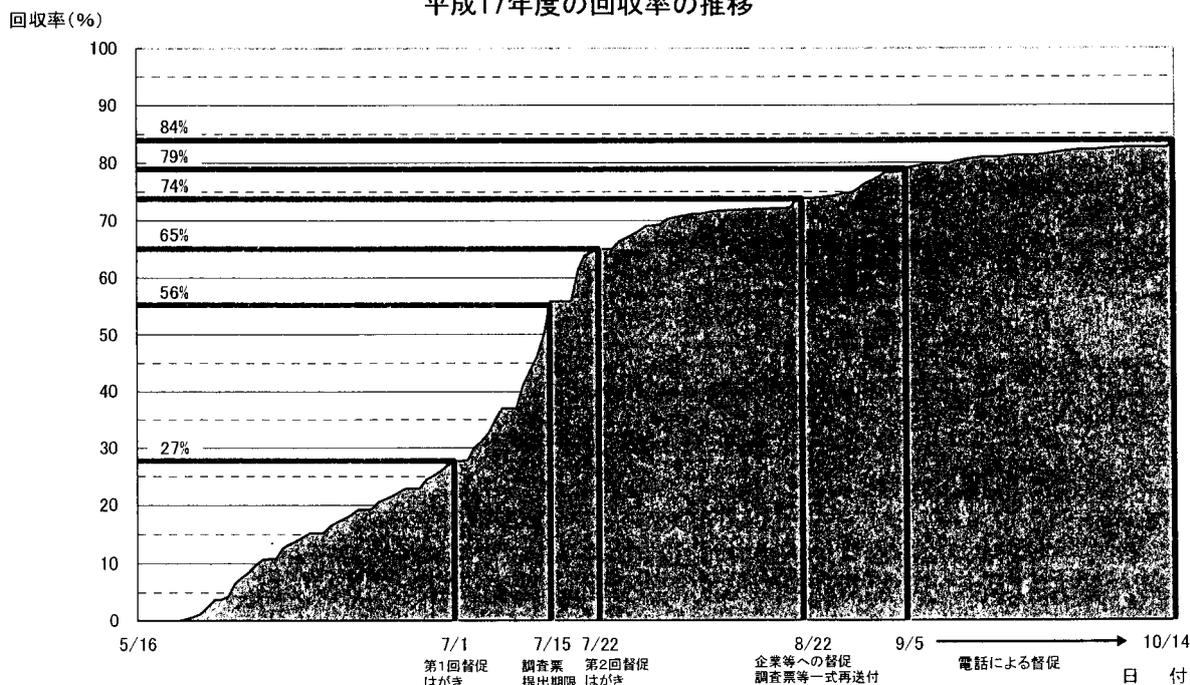
(参考 6月末時点では約27%の回収率。督促後の最終回収率は約84%。)

(注記事項)

1. 督促と回収率との関係

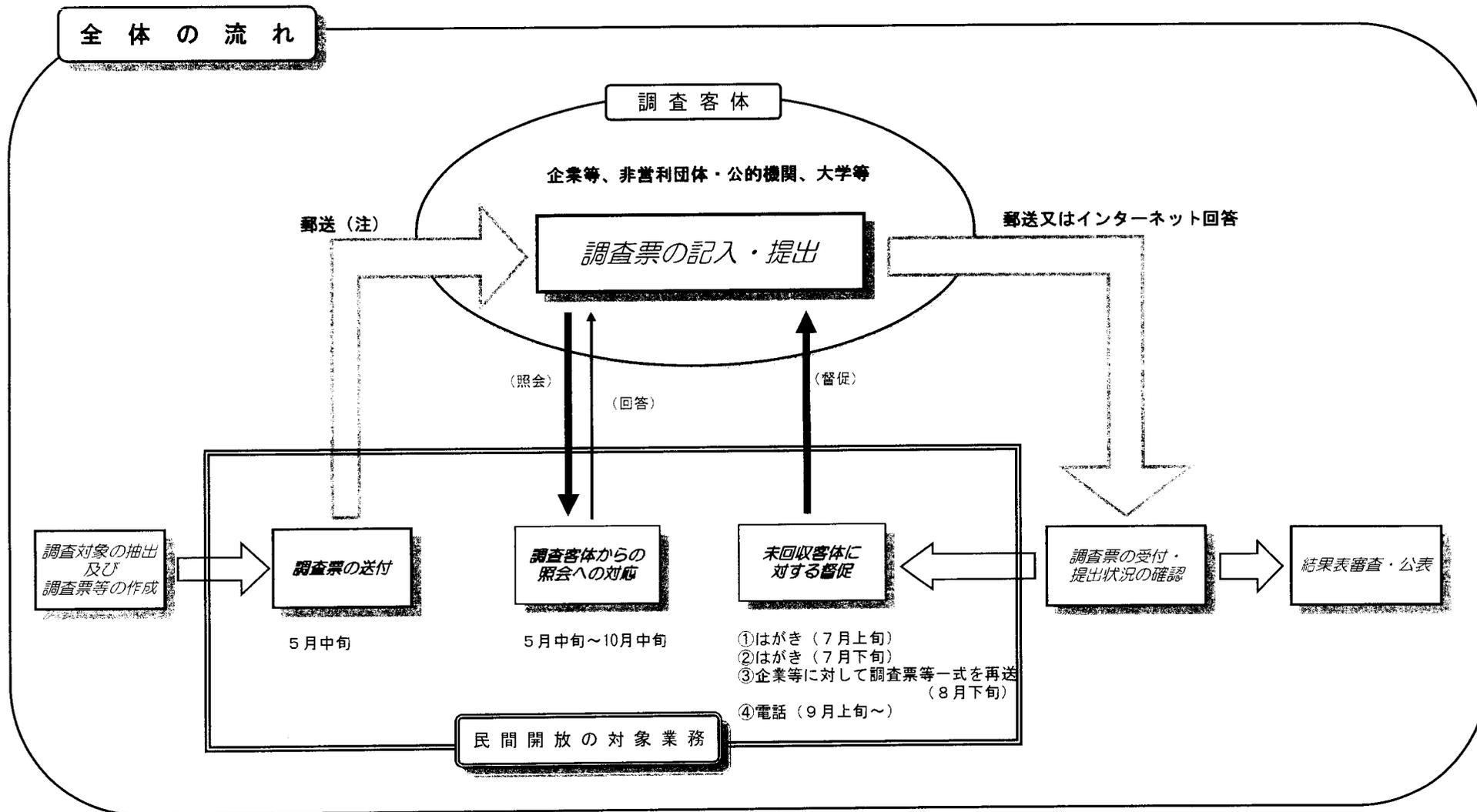
- ① 第1回督促(7/1:はがき 約13000客体)時点の回収率は約27%(企業等約30%、非営利団体・公的機関約33%、大学等約13%)
- ② 調査票提出期限(7/15)時点の回収率は約56%(企業等約51%、非営利団体・公的機関約73%、大学等約71%)
- ③ 第2回督促(7/22:はがき 約8000客体)時点の回収率は約65%(企業等約58%、非営利団体・公的機関約85%、大学等約88%)
- ④ 企業等への督促(8/22:調査票等一式再送付 約4300客体)時点の回収率は約74%
(企業等約67%、非営利団体・公的機関約93%、大学等約95%)
- ⑤ 電話による督促(9/5~:電話 延べ1600件)開始時点の回収率は約79%
(企業等約73%、非営利団体・公的機関約95%、大学等約96%)
- ⑥ 調査票の最終回収数確定日(10/14)時点の回収率は約84%(企業等約79%、非営利団体・公的機関約99%、大学等100%)

平成17年度の回収率の推移



科学技術研究調査の流れ図 (従来の実施方法)

23



(注) 今回の調査の送付方法は郵送に限らない。

経済産業省企業活動基本調査の民間開放について（案）

平成 19 年 10 月 10 日
経済産業省調査統計部

【民間競争入札とする理由】

- ・行政の減量・効率化の流れの中で、統計調査業務についても、「民間にできることは民間に」の考え方に基づいて、民間事業者を活用できる業務については、可能な限り活用していきたいと考えている。そのため、民間事業者が受託可能と判断した統計調査業務については、民間競争入札を実施するものである。

【入札の対象範囲】

- ・「経済産業省企業活動基本調査」の民間事業者を活用する業務の範囲は、調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計とする（別紙参照）。
- ・なお、これらの統計調査業務のうち、国の政策立案と直結する調査内容、調査方法の策定等調査の企画業務、また、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間事業者への指導・監督などのモニタリング業務、調査結果及び事業内容に対する評価・改善業務等については、国が行うべき業務として実施する予定。

【入札等の実施予定時期】

- ・平成 19 年 12 月目処に入札公告し、平成 20 年 4 月から落札者による事業を実施する予定。

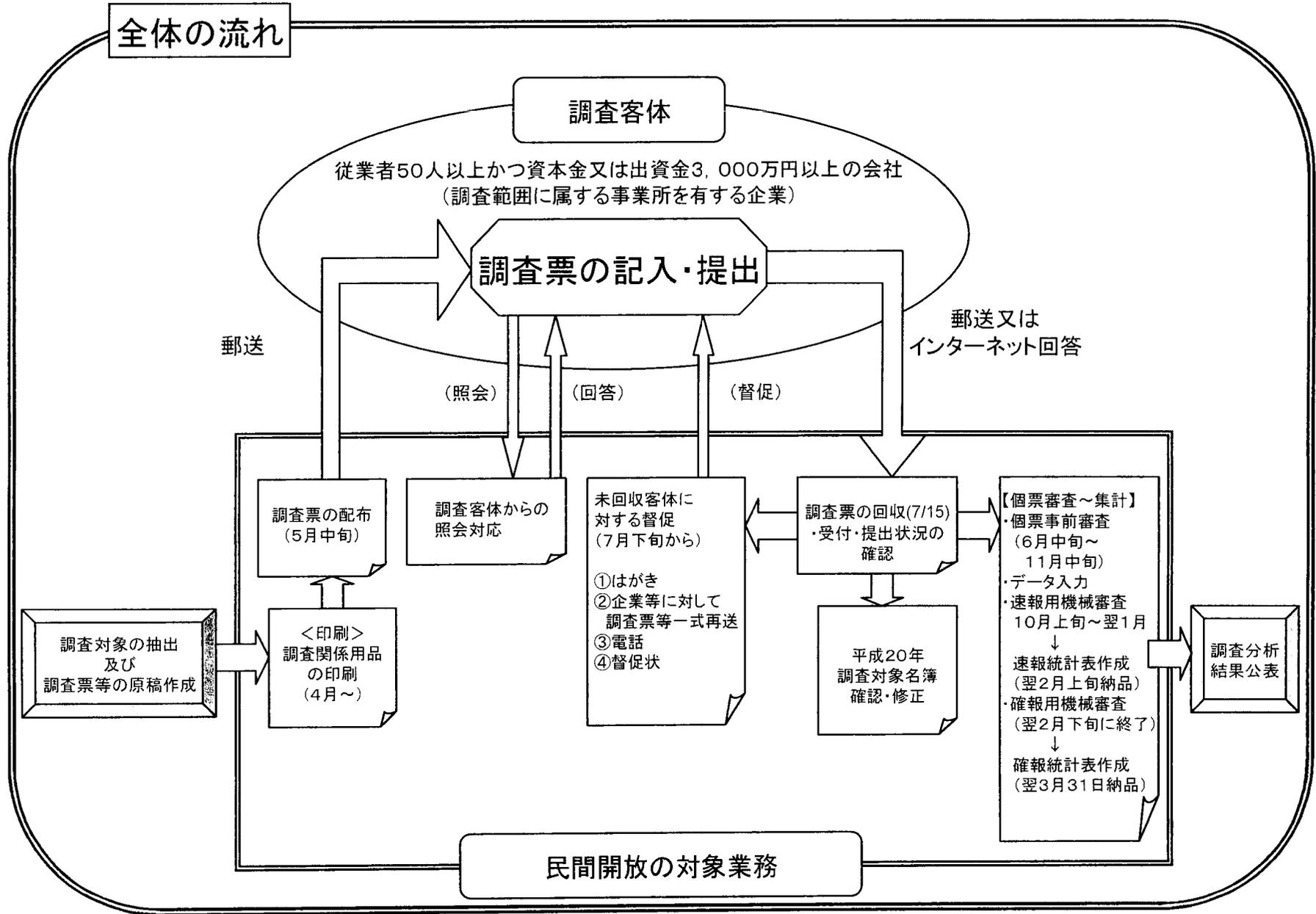
【契約期間】

- ・本調査は、経済産業省所管の業種を含む一定規模以上の企業に対して実施している指定統計調査であるが、経済産業省が実施する指定統計調査について包括的に民間事業者を活用するのは、本調査が初めてである。そのため、このように大規模な指定統計調査について民間事業者の活用により生じる問題点を整理し、次年度にその反省点を踏まえて再検討する必要がある。よって、初年度の調査に関しては単年度契約とすることが妥当と判断した。
- ・一方、民間事業者が、その創意工夫をいかして質の維持向上や経費削減を実現するためには、複数年度契約で実施することが望ましいことから、平成 21 年調査からは複数年度契約とすることとしたい。

企業活動基本調査の流れ図(実施方法)(案)

別紙

全体の流れ



企業活動基本調査の概要

調査の概要：我が国企業の多角的な活動の実態を明らかにするため、一定規模以上の会社に対し、毎年行っている調査

調査の期日：毎年3月31日

調査の事項：

- ①企業の名称及び所在地
- ②資本金額又は出資金額
- ③企業の設立形態及び設立時期
- ④企業の決算月
- ⑤事業組織及び従業者数（事業組織別事業所数及び常時従業者数、その他の従業者数）
- ⑥親会社、子会社・関連会社の状況（子会社・関連会社の保有状況、子会社・関連会社の新規設立、親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合）
- ⑦資産・負債及び純資産並びに投資（資産・負債及び純資産、関係会社への投資額等、固定資産の増減）
- ⑧事業内容（売上高及び費用等、外注費、費用の内訳、情報処理・通信費、リース契約により使用している設備に係る支払いリース料、売上高の内訳）
- ⑨取引状況（売上高、仕入高の取引状況、地域別の直接輸出額及び直接輸入額）
- ⑩事業の外注状況（業務の外部委託（アウトソーシング）の状況、業務提携の状況）
- ⑪研究開発（研究施設、研究開発費及び研究開発投資）
- ⑫技術の所有及び取引状況（特許権等の所有、使用状況、技術取引）
- ⑬情報化の状況（コンピュータ・ネットワークの利用の有無、電子商取引（e-コマース）の実施状況）
- ⑭バイオテクノロジーの利用形態
- ⑮企業経営の方向（経営組織の形態について、退職等に関する制度について）

調査対象：

鉱業、製造業、電気業、ガス業、情報通信業、卸売・小売業、クレジットカード業、割賦販売業、一般飲食店、教育・学習支援業及びサービス業に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額または出資金額が3,000万円以上の全国の会社

調査対象数：約38000企業（製造業約20000企業、卸売・小売業約12000企業、その他約6000企業）

調査方法：郵送及びオンライン

調査の実施経路：経済産業省—経済産業局（各ブロック）—報告者

予算額：139,593千円（平成19年度）

平成 19 年 10 月 10 日
総務省統計局

科学技術研究調査の民間開放について（案）

1 平成 19 年の事業の概要

平成 19 年度事業については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 13 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行い（別紙 1 参照）、以下のとおり事業を実施中。

（1）委託業務内容

科学技術研究調査における調査票の送付・回収（督促）、照会対応（記入指導等）に係る業務（別紙 2 参照）

（2）委託業務期間

平成 19 年 5 月 14 日～平成 19 年 10 月 12 日

なお、契約期間は平成 19 年 4 月 6 日から平成 19 年 12 月 10 日まで

（3）受託者

株式会社サーベイリサーチセンター

2 実施状況の取りまとめの項目

事業の実施状況については、平成 19 年度事業の実施要項に定められた以下の項目に沿って取りまとめる予定。

- （1）回収率（督促回収率、基準日時点の回収率、全体の回収率）
- （2）照会件数
- （3）調査客体への事後調査・対応状況
- （4）実施経費

なお、平成 19 年度事業の実施要項の付議に当たって、将来的にサービスの質の指標として検討することとされた満足度や誤記入・未記入率についても試行的に把握することとしている。

3 実施状況の取りまとめのスケジュール

上記 2 における実施状況の取りまとめのスケジュールは以下のとおり。

- （1）～（3）については 10 月下旬までに取りまとめる予定。
- （4）については、受託者の実績報告（12 月 10 日までに提出）により取りまとめる予定。
- 満足度については、受託者の照会対応及び督促対応について、1,000 調

査客体に対してアンケートを実施。11月中旬までにアンケート結果を取りまとめる予定。

誤記入・未記入率については、12月上旬までに取りまとめる予定。

4 来年度事業に向けた検討状況

来年度以降の事業についても、業務の性格、平成19年度の民間競争入札実施の経緯等を踏まえ（別紙3参照）、引き続き民間競争入札を行うこととしている。

事業の内容については、平成19年度事業の評価等を踏まえ検討することとしているが、来年度以降の事業に係る実施要項の作成に当たっては、対象事業の範囲の拡大、複数年度契約について検討中。